



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
						○		○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期	森林法に基づく縦覧	議会への情報提供	部会 12月(予定)

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R4.10.4 関係課長会議	改定内容について説明、確認済み
R4.10.5 事業者説明会	改定内容について説明、意見聴取

備考

〔関係課長会議出席課〕  
経営監理課 / 観光・シティブロモーション課 / 総務法制課 / 人事・給与課 / 財政課 / 緑区役所区政策課  
城山まちC / 相模湖まちC / 藤野まちC / 水みどり環境課 / 津久井地域環境課 / 地域経済政策課

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (10/17)

[市森林整備計画の位置付け等について]

○(総務法制課長)計画の趣旨が「森林を引き続き森林として利用する場合の整備方法の規範」であることを丁寧に説明した方が良い。

○(政策課長)今回の改正により、林業事業者がより施業しやすくなるという理解で良いか。そのとおり。

[改定計画(案)のゾーニングについて]

○(経営監理課長)白地の部分はどのような取扱いになるのか。

白地部分は住宅などの土地利用現況である。本計画は民有林を対象としているため、住宅地のほか国有林や農地など、森林ではない箇所は計画対象外となる。

○(経営監理課長)現行計画では重複したゾーニング設定としている。これには理由があったと思うが、解除して支障はないか。

現行計画では、森林簿に基づき指定をしていた。しかし、森林簿が現状に即していない状況がある。これまでは森林を守るという考え方であったが、今回の改定では森林を利用していくという考え方に基づき、現状に即した見直しを行っている。

○(人事・給与課総括副主幹)「重複し発揮が望まれる機能」の指定により、何らかの制限が加わるのか。また、指定することによるメリットは何か。

「重複し発揮が望まれる機能」は、方針として示しているものであり、制限が加わるものではない。保健文化機能や災害防止機能を重複指定することで、施業者にもこのような機能に配慮した伐採してもらうことが可能となる。

○(総務法制課長)山地災害防止機能は標高800m以上に設定するとあるが、標高800m未満のエリアはどう考えるのか。

当該計画はあくまで施業のための計画であり、防災等のために伐採の制限を課す趣旨ではない。山地災害防止機能は、森林整備を進めるた結果として、防災機能が高まるということが望まれるという趣旨である。

○(総務法制課長)異なる土地利用に転用する場合はどのような制限があるのか。

個別法に基づく許可などが必要になる。仮に許可された場合は、当該計画の対象外となる。

○(政策課長)改定計画(案)のゾーニングにおいて、木材生産機能(赤線)を同時に示しているが、これは公益的機能ではないため、誤解が生じないよう資料表現を工夫してほしい。

資料を修正する。



相模原市森林整備計画の改定について

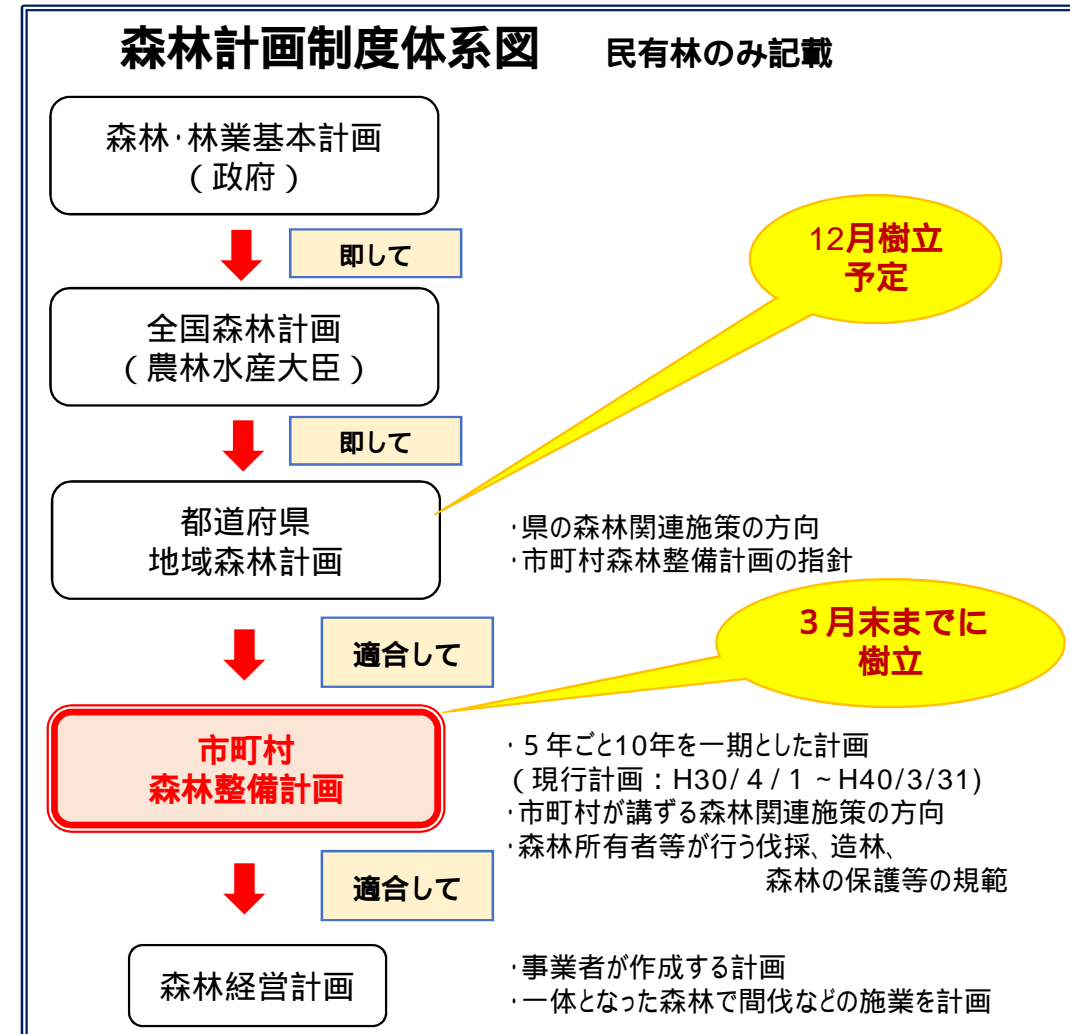
**「森林法」に定める基本事項と森林整備計画**

森林の開発・転用 ⇨ 林地開発制度

森林の有する機能の維持 ⇨ 保安林制度

**森林の保育・利用 ⇨ 「森林計画制度」**

**「森林」を「引き続き森林として利用」する場合の  
整備方法の規範**



## 【現行計画】公益的機能別施業森林(ゾーニング)と施業方法

1 水源涵養機能
浸透・保水能力の高い森林土壌



<b>施業方法</b>	<b>伐期の延長</b>
伐期齢(スギ)	50年
面積要件	皆伐可(2ha以下)

2 山地災害防止機能・土壌保全機能
浸透・保水能力の高い森林土壌

3 快適環境形成機能
生活環境の保全 (風や騒音等の防備、大気の浄化など)

4 保健文化機能
憩いと学びの場の提供



<b>施業方法</b>	<b>「長伐期」 または「複層林(択伐以外)」</b>
伐期齢(スギ)	80年
面積要件	伐採率70%以下

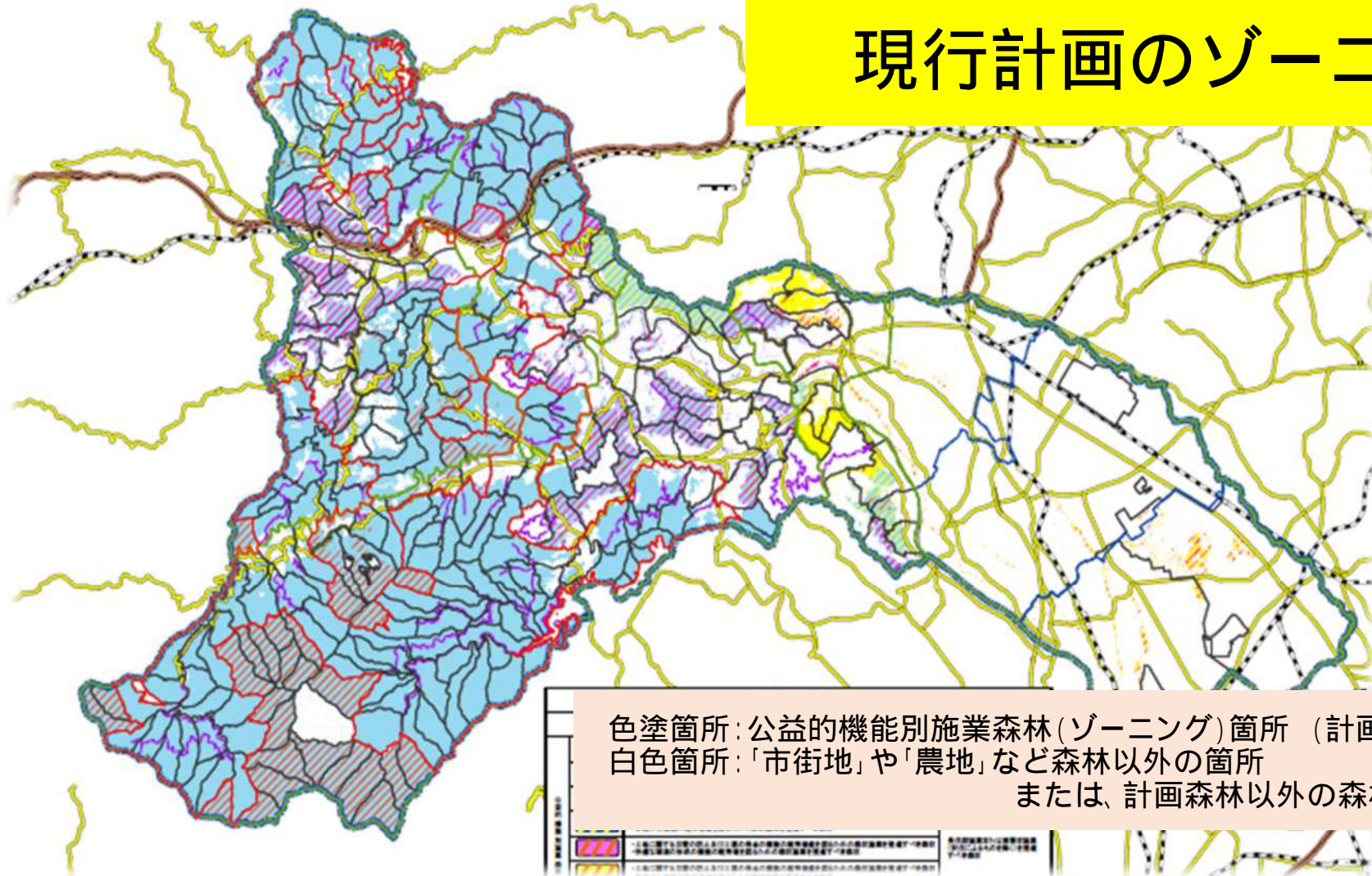
公益的機能別に施業方法を神奈川地域森林計画に基づき指定  
伐期齢(伐れる林齢)は樹種ごとに異なる(参考のスギの伐期齢を記載)  
「木材生産機能」あり(水源涵養機能内に設定)

【参考】施業方法別の制約の強さ

《厳しい》

施業名
複層林(択伐)
複層林(択伐以外)
長伐期
伐期の延長

# 現行計画のゾーニング



色塗箇所: 公益的機能別施業森林(ゾーニング)箇所 (計画森林)  
白色箇所: 「市街地」や「農地」など森林以外の箇所  
または、計画森林以外の森林

## 1 現行計画における公益的機能別施業森林(ゾーニング)・施業方法の課題

( 1 ) 公益的機能の重複により、施業方法がより厳しい基準が適用されており、  
**現場に応じた施業のミスマッチが一部で発生している**

他市町村では、公益的機能の重複はほとんどされていない

( 2 ) 脱炭素やスギ花粉症対策など、**樹木の若返りを目的とした施業が困難**

( 3 ) 平成22年度に作成した、「**さがみはら森林ビジョン**」の森林区分との整合が図られていない



## 2 公益的機能別施業森林(ゾーニング)の見直し、 改定の考え方

### 神奈川地域森林計画

「かながわ森林再生50年構想」に即し

「公益的機能別施業森林の区域設定基準」を整理

### 市森林整備計画改定(案)

神奈川地域森林計画の森林区分を

「さがみはら森林ビジョン」の森林区分に置き換え

「重視すべき機能」等を整理

### 神奈川地域森林計画 公益的機能別施業森林の区域設定基準

森林区分	標高等	重視すべき機能	重複して発揮が望まれる機能
ブナなど自然林を再生するゾーン	800m以上	水源涵養機能 生物多様性保全機能	山地災害防止機能 /土壌保全機能
多様な生き物が共存するゾーン	800m ~ 300m	水源涵養機能	生物多様性保全機能 山地災害防止機能 /土壌保全機能 保健文化機能
木材資源を循環利用するゾーン	林道200m以内	水源涵養機能	木材等生産機能
身近なみどりを継承し再生するゾーン	300m以下	快適環境形成機能 もしくは水源涵養機能	保健文化機能

### さがみはら森林ビジョンを踏まえた改定(案)

森林区分	標高等	重視すべき機能	重複して発揮が望まれる機能
奥山の森林	800m以上	水源涵養機能	山地災害防止機能 /土壌保全機能
共存の森林	800m ~ 300m	水源涵養機能	
生産の森林	林道200m以内	水源涵養機能	木材等生産機能
里山の森林	里地・里山	水源涵養機能	保健文化機能
都市の森林	300m以下	快適環境形成機能	

## 【参考】 現行計画と改定計画(案)の比較

【現行計画】 公益的機能別施業森林・施業方法

区域	公益的機能 (ゾーニング)	施業方法 (主伐時の林齢)	凡例
旧市域	保健文化機能 + 快適環境 形成機能	長伐期又は複層林(択伐以外) 主伐の時期(スギ80年など)	
津久井 地域	水源涵養機能	伐期の延長 主伐の時期(スギ50年など)	
	保健文化機能	長伐期又は複層林(択伐以外) 主伐の時期(スギ80年など)	
	水源涵養機能 + 山地災害防止 / 土壌保全機能	長伐期又は複層林(択伐以外) 主伐の時期(スギ80年など)	
	水源涵養機能 + 快適環境 形成機能	長伐期又は複層林(択伐以外) 主伐の時期(スギ80年など)	
	水源涵養機能 + 保健文化機能	長伐期又は複層林(択伐以外) 主伐の時期(スギ80年など)	



【改定計画(案)】 公益的機能別施業森林・施業方法

区域	公益的機能 (ゾーニング)	重複して発揮が 望まれる機能	施業方法 (主伐時の林齢)	凡例
旧市域	快適環境 形成機能		複層林(択伐以外) 主伐の時期(スギ40年など)	
津久井 地域	水源涵養 機能	山地災害防止機能 / 土壌保全機能 (標高800m以上) 保健文化機能 (里地里山 保全等地域)	伐期の延長(スギ50年など)	
			伐期の延長(スギ50年など)	
			伐期の延長(スギ50年など)	

ゾーニングはせず、施業方法について、配慮すべき事項として整理

## 3 新たな公益的機能別施業森林(ゾーニング)・施業方法(案)

区域	重視する機能 (ゾーニング)	重複し発揮が 望まれる機能	標高等	施業の方法等	森林ビジョン 区分
【旧市域】 こもれびの森など (現計画 298.94ha)	快適環境形成機能			<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地周辺の緑の保全</li> <li>ふれあいの場としての活用</li> <li>枯損木等の危険木の伐採及び若返りための伐採</li> <li>施業方法は複層林(択伐以外)</li> </ul>	都市の森林
【津久井地域】  水源の 森林づくりエリアなど (現計画 17,397.62ha)	水源涵養機能			<ul style="list-style-type: none"> <li>下層植栽や樹木の根を発達させる施業</li> <li>自然力を活かした施業(混交林、天然下種更新)</li> <li>主伐は標準伐期齢を10年延長</li> </ul>	共存の森林
		保健文化機能	里地里山保全等地域 ・城山(小松・城北) ・藤野(篠原)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観や生物多様性の保全</li> <li>自然力を活かした施業(萌芽更新)</li> </ul>	里山の森林
		山地災害防止機能 /土壌保全機能	標高800m以上 ・鳥屋・青野原・青根 ・佐野川の一部	<ul style="list-style-type: none"> <li>根系(網)の発達を促す施業</li> <li>間伐を主体に主伐を控える施業(巨木林)</li> </ul>	奥山の森林
【津久井地域】	木材生産機能 (水源涵養機能内)			<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽による着実な更新、保育、間伐を基本</li> <li>主伐は標準伐期齢を10年延長</li> <li>皆伐は原則2haを超えない規模</li> </ul>	生産の森林
		特に効率的な 施業可能な森林 (義務的変更)	林道200m以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>林地生産性の高い森林</li> <li>施業の集約化及び作業道等の基盤整備</li> <li>長期的な施業計画の策定</li> </ul>	

# 改定計画(案)のゾーニング

青色: 水源涵養機能(津久井地域)  
桃色: 快適環境形成機能(旧市域)

色塗箇所: 公益的機能別施業森林(ゾーニング)箇所 (計画森林)  
白色箇所: 「市街地」や「農地」など森林以外の箇所、または、計画森林以外の森林

平成29年度改定時データを基に案を作成

## 参考：配慮が望ましい 機能森林の区域

橙色枠：保健文化機能  
(里地里山保全等地域)

ゾーニングはせずに、水源涵養機能に重複して発揮が望まれる機能とし、  
施業方法について、配慮すべき事項として計画に記載する。

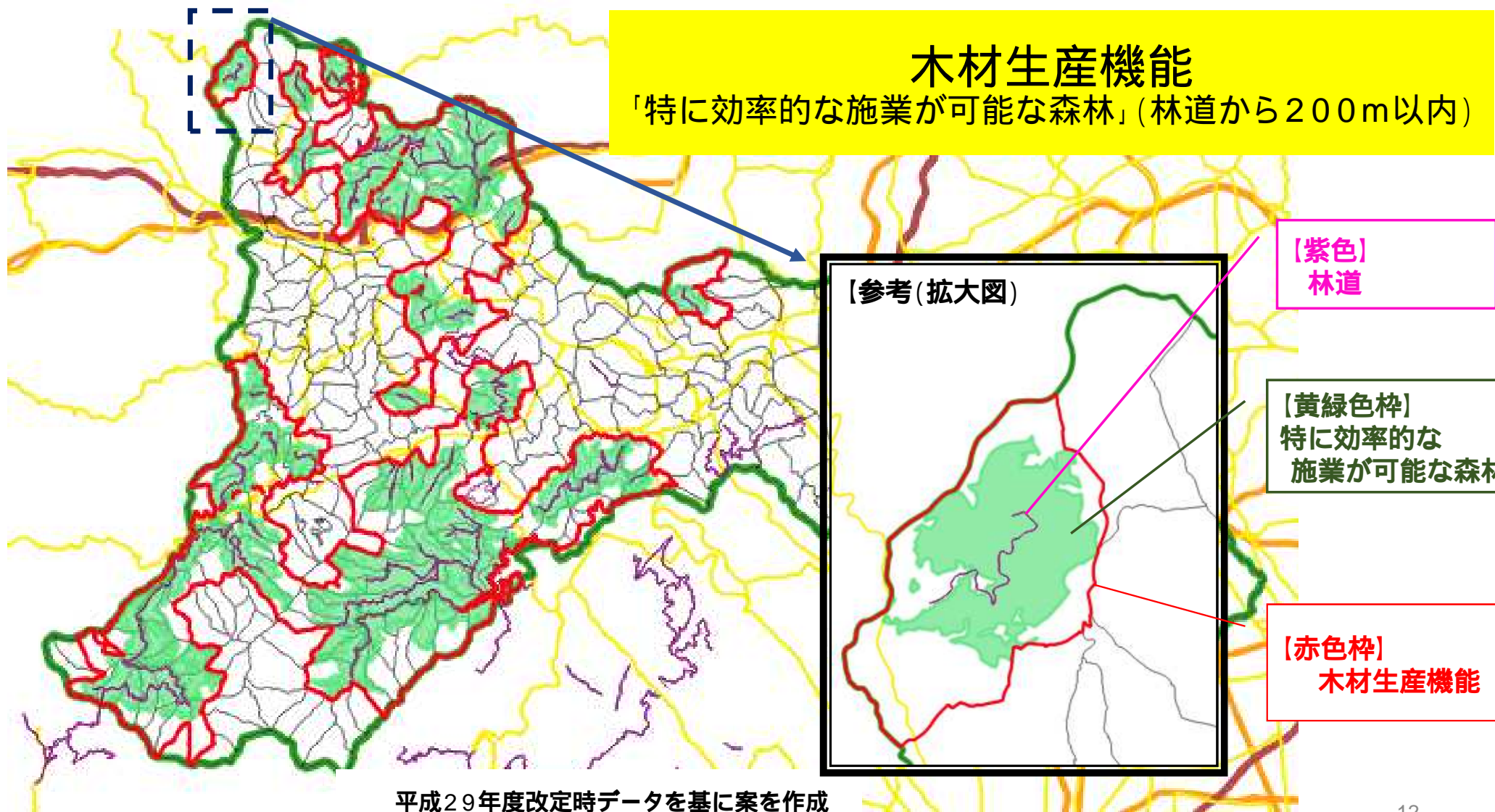
平成29年度改定時データを基に案を作成

## 参考：配慮が望ましい 機能森林の区域

橙色枠：山地災害防止機能  
/ 土壌保全機能  
(標高800m以上)

ゾーニングはせずに、水源涵養機能に重複して発揮が望まれる機能とし、  
施業方法について、配慮すべき事項として計画に記載する。

平成29年度改定時データを基に案を作成



## 4 地域森林計画改定に係る事項(上位計画改定に係る義務的変更)

	項目	内容
1	【主伐】木材搬出方法等の指針の設定	<p>「主伐」の集材路について技術指針等なし</p> <p>土砂流失の発生要因となるケースあり</p> <p>国で「主伐時における伐採・搬出指針」の制定(令和3年3月) ⇒ <b>地域森林計画に準じ基準記載</b></p>
2	【主伐】 「植栽によらなければ適確な更新が 困難な森林」の指定基準	<p>再造林の手段</p> <p>【人工造林(植栽)】</p> <p>【天然更新(広葉樹)】 自然条件等に左右【不確実】 <b>地域森林計画に準じ基準記載</b></p>
3	【主伐】「特に効率的な施業が 可能な森林」の設定	<p>林地生産があり、傾斜等の自然条件、林道や集落からの距離等の条件を勘案し区域を指定</p> <p><b>林道から200m以内を区域設定 さがみはら森林ビジョンに準ずる</b></p> <p>【区域指定すると...】</p> <p>省力・低コスト施業(2千本/ha以下の植栽及び3回までの下刈り)を行う場合、 査定係数の増(170⇒180)</p>
4	「要間伐森林に関する事項」の削除	<p>間伐および保育が適切に実施されていない森林</p> <p>土砂流失など災害発生の恐れ</p> <p>市より森林所有者へ通知(森林法第10条の10第2項 → 平成30年に2項削除)</p> <p>平成30年5月「森林経営管理法」制定 第42条「災害防止措置命令」にて対応</p>
	<b>地域森林計画の記載内容等の修正</b>	<b>上位計画の修正に伴う変更(現段階では詳細不明)</b>



## 5 スケジュール

月日	内容	備考
8月23日(火)	さがみはら森林ビジョン審議会	
10月4日(火)	関係課長会議	
10月5日(水)	林業事業者説明会	
10月17日(月)	庁議(調整会議)	
10月18日(火)	県央地域森林・林業再生推進協議会	
10月26日(水)	庁議(決定会議)	
12月	議会对応(部会説明)	
2月上旬～3月上旬	縦覧(概ね30日間)	森林法第10条の5第7項
3月上旬	国へ意見照会 関東森林管理局	森林法第10条の5第8項
3月中旬	県と協議 県森林保全課	森林法第10条の5第9項
3月下旬	樹立(市長決裁)	



相模原市森林整備計画の改定について

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月26日

案件名	宇宙関連事業のあり方と必要な施策等について						
所管	市長公室 教育	局 区	生涯学習	部 観光・シティプロモーション、博物館	課 担当者		内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	○シティプロモーション(宇宙をテーマにした魅力的な事業の発信)効果 ・相模原市の認知度向上、観光意欲度の向上 ○地域活性化(地域の活力を活かした連携事業や回遊性向上の取組)効果 ・地域の魅力づくり、シビックプライドの醸成 ○教育(宇宙教育の実施)効果 ・学習意欲の向上、キャリア教育の推進、生涯学習機会の提供 ・少子化対策(子どもの居場所づくり、教育環境の充実)効果 ・子どもが安全安心に過ごせる環境や質の高い教育の提供					
	効果測定指標	観光意欲度、相模原市の認知度、地域への愛着度、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合、学習機会があると思う市民の割合			施策番号	施策3,5,28,43,47	
	事業効果 年度目標	R4 事業全体の方針の決定	R5 宇宙関連事業の情報収集・共有開始 宇宙教育教材の試験的活用の実施 プラネタリウム機器更新・施設改修着手 若あゆ天文台機能維持にかかるシステム等改修	R6 集約した宇宙関連事業の効果的発信 宇宙をテーマとした相模原の魅力発信	R7 リニューアルしたプラネタリウム等を活用した新たな事業の展開		

審議事項 <b>庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</b>	宇宙関連事業の目標を定め、その基本方針を審議する。また、基本方針に基づく、施策や取組について審議する。
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

## 事案概要

宇宙関連事業の目標を「宇宙への夢とロマンにあふれた魅力的な都市の実現」とすることとし、その基本方針を 関係各課・機関との連携、外部機関との連携と地域資源の活用、宇宙関連施設の魅力向上と活用と定める。  
 そして、基本方針に従った施策や取組として、宇宙関連事業を全市的な取り組みとするため、庁内で情報の集約・共有やJAXAをはじめとする外部機関との連携を強化するとともに、相模川ビレッジ若あゆ天文台や全国でも有数の規模を誇る博物館プラネタリウムは、宇宙をテーマとした 取組を推進するための中核的な施設であることから、その機能維持・魅力向上を図る。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール											
実施内容	シティプロモーション	魅力発信事業の実施					リニューアルしたプラネタリウム等を活用した新たな事業の展開				
	地域活性化	・地域活力の活用 ・回遊性向上									
	教育	宇宙教育資料・教材の検討及び準備	資料・教材の試験的活用	試験活用の結果を基に今後の活用を検討							
	少子化対策	・こどもの居場所づくり ・宇宙をテーマにした教育環境のPR									
		予算要求・査定(債務負担行為)	プラネタリウム更新事業者選定・決 若あゆ天文台改修	企業版ふるさと納税等寄附事業の実施	更新・改修						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
事業費(教育費)		0	6,558	203,500	296,500				
うち任意分									
特財		事業の政策的位置づけ(まち・ひと・しごと創生総合戦略など)により 交付金の有無、地方債の種別・充当率(75~90%)が変動							
国、県支出金									
地方債									
その他				10,000					
一般財源						0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要

1. 既存の事業を縮小・廃止      2. 既存事業の終了      3. 単年度事業  
4. その他(企業版ふるさと納税等寄附・クラウドファンディング)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				○					
	10	11	12	13	14	15	16	17	
								○	

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	
		パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業の方向性について確認
財政課	財源・債務負担行為の設定について確認 債務負担行為の設定時期(R5当初又はR5.6補正)は庁内の意思決定が必要 充当する地方債については、まち・ひと・しごと創生交付金事業として位置付けられるかによって、今後検討(交付金事業への位置づけがなされれば、一般補助施設整備事業債(充当率90%、交付税措置30%)の利用を進めることを確認)。
契約課	プラネタリウム機器更新・施設改修にかかる契約スケジュール・支出の平準化を図るための分割支払の方法について確認
緑区役所地域振興課	緑区にある星空がきれいな地域の魅力をプラネタリウム等を活用し、発信することについて確認
中央区役所地域振興課	JAXA相模原キャンパスと博物館(プラネタリウム)一帯を区の地域振興・活性化に活用することについて確認
教育局内関係課	相模川ビレッジ若あゆ天文台の活用方法や機能維持について確認 学校教育及び社会教育における宇宙関連事業の必要性、JAXA宇宙教育センターとの人事交流の枠組み等を活用した教育内容の充実を図ることについて確認

備考	局内関係課:教育総務室、学校教育課、教育センター、相模川自然の村野外体験教室、生涯学習課 令和4年8月22日担当者打合せ会議、令和4年9月6日関係課長打ち合わせ会議
----	---

## 庁議におけるこれまでの議論

<p><b>調整会議の 主な議論</b> (10/3調整会議) (10/13決定会議)</p>	<p>[プラネタリウム機器更新・施設改修にかかる財源等について] (10/3調整会議)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・観光やシティプロモーションの面としても、プラネタリウムの改修は効果的であると考えられる。</li><li>・財政負担の軽減のため、予算の平準化を図るとともに、最も有利な枠組みを検討していく。</li><li>・通常枠の予算では組めるものではないため、政策的なところで位置づけが必要。現状では、総合計画推進プログラムへの位置づけがされているが、少子化対策事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略へ位置づけについても検討を行う。</li><li>・少しでも一般財源負担分を減らすための、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税などの寄附については、特に企業版ふるさと納税について、事業への理解が得られればまとまった金額を期待できるため、活用をすすめるべきである。</li></ul> <p>[取り組み内容の充実と所管課について] (10/13決定会議)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・方針は良い内容であり、博物館プラネタリウムの更新時期がきていることも認められるが、具体的な取組がハード整備中心となっており、市全体をあげて取り組んでいく内容となっていない。ハード整備はあくまで宇宙関連事業を進めるにあたっての一つの手段であり、ハード整備も含め、全庁横断的に宇宙に力を入れて取り組んでいくには、観光・シティプロモーション課との連名での提案とし、市全体の取組内容について調整を図り、審議する必要がある。</li></ul>
---	--

# 宇宙関連事業のあり方と 必要な施策等について

令和4年10月26日開催 決定会議

市長公室 観光・シティプロモーション課  
教育局 生涯学習部 博物館



# 宇宙関連事業のあり方 ～現状と課題～

## 現 状

### 博物館

- ・ JAXA相模原キャンパスの向かいに立地
- ・ 天文台、プラネタリウム、講演会場を保有し、様々な事業を実施
- ・ プラネタリウムの主要機器は開館当初（平成7年）のものを使用

### 相模川ビレッジ若あゆ

- ・ 学校教育の校外学習、青少年団体の野外活動の一大拠点
- ・ 天文台を保有し、校外学習及び一般向け主催事業に活用
- ・ 天文台の望遠鏡及びシステムは開館当時（平成8年）のものを使用

### 自然が豊かな地域

- ・ 都市部からの光の影響（光害）の少なく星空がきれい
- ・ キャンプ場などの観光資源として活用

### JAXA相模原キャンパス

- ・ 「はやぶさ2」等世界に誇る宇宙科学・工学研究機関
- ・ 市とも様々な連携事業を実施

### 宇宙に関連する 民間企業・大学等

- ・ 株式会社オハラ：ハワイに建設予定の超大型望遠鏡の光学機器部品を生産
- ・ カナコー天文台：私設天文台ながらも地域住民へ無料公開
- ・ 青山学院大学理工学部：物理科学科にて、宇宙関連分野の研究

## 課 題

これまで、それぞれの機関が個別又は、一部との連携により様々な事業を実施してきたが、本市の宇宙関連事業を更に発展させるためには、市全体の取組として共通目標の設定と目標を実現するための方針が必要。

# 宇宙関連事業のあり方 ～目標～

## 本市の強みである豊富な宇宙関連資産と多様な宇宙関連事業

学校教育の場における  
宇宙に関する体験学習  
機会の提供

**若あゆ**  
天文台

連携

**博物館**  
プラネタリウム、  
天文台、講演会場

連携

・ JAXA等  
**外部機関**  
・ **地域資源**

宇宙を活用した事業の  
実施等による地域の魅  
力向上やシティプロ  
モーションの実施

施設の特徴の活用した  
宇宙に関する生涯学習  
機会の提供

連携

**関係  
各課・機関**

連携

連携

JAXA等との連携による  
宇宙科学・工学的研究  
に関する学習機会の提  
供や話題性のある事業  
の実施

活 用

目  
標

宇宙や地域に対する興味関心の醸成  
市内で培われている宇宙科学・工学的研究の最新成果・歴史・未来の発信  
宇宙関連資産を最大限に活かした教育環境の充実

**宇宙への夢とロマンにあふれた魅力的な都市の実現**



# 宇宙関連事業のあり方 ～基本方針～

宇宙関連事業を通じて「宇宙への夢とロマンにあふれた魅力的な都市の実現」を目指すため、基本方針を次のとおり定める。

## 関係各課・機関との連携

宇宙関連事業を「シティプロモーション」「地域活性化」「教育」に活かすこと及び分野横断的に取り組む重点テーマである「少子化対策」にも寄与する取組とするため、関係各課・機関との連携を強化する。

## 外部機関との連携と地域資源の活用

JAXA相模原キャンパスをはじめとする外部機関との連携や星空がきれいな地域を活用した本市の特徴を活かした事業を推進する。

## 宇宙関連施設の魅力向上と活用

相模川ビレッジ若あゆ天文台や全国でも有数の規模を誇る博物館プラネタリウムは、宇宙をテーマとした取組を推進するための中核的な施設であることから、その機能維持・魅力向上を図る。

### 総合計画において関連する施策

#### シティプロモーション

- 施策 2 8 観光交流都市の形成
- 施策 4 7 戦略的なシティプロモーション

#### 地域活性化

- 施策 4 3 区制を生かした魅力あるまちづくりの推進

#### 教育

- 施策 3 幼児教育・学校教育の推進
- 施策 5 生涯学習・社会教育の振興

少  
子  
化  
対  
策

### 部門別計画において関連する施策

#### 観光振興計画

- 基本方針 1 魅力的な観光コンテンツづくり

#### 教育振興計画

- 施策 1 キャリア教育の推進
- 施策 1 3 生涯にわたる学習機会の提供
- 施策 3 5 生涯学習・社会教育施設等の整備

### SDGs

4 質の高い教育を  
みんなに

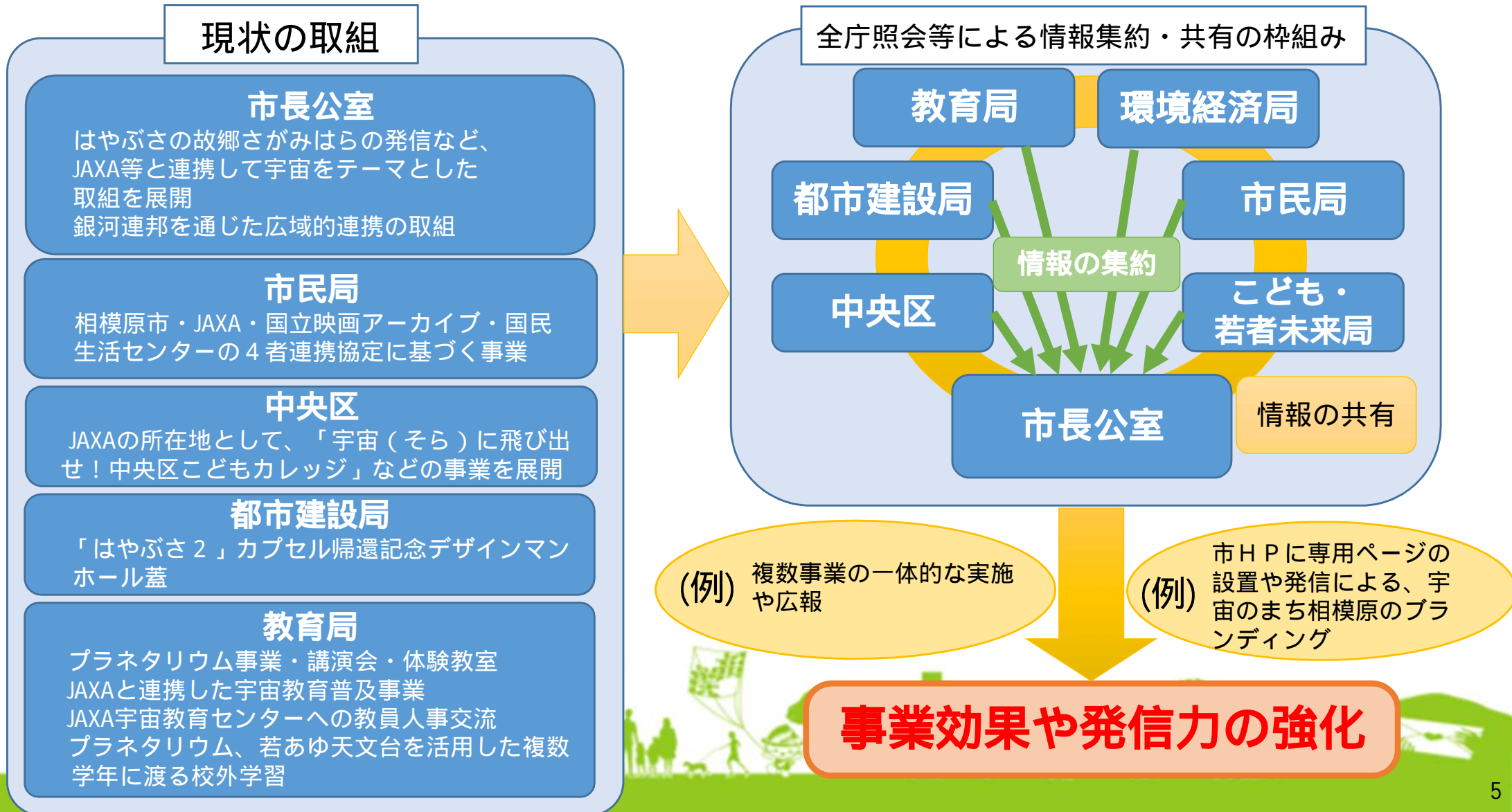


17 パートナースhipで  
目標を達成しよう



# 基本方針 関係各課・機関との連携 ～ 連携の枠組み～

全庁照会等により宇宙に関連した事業について、毎年度、情報を集約・共有し、連携による事業効果や発信力の強化を図る。



# 基本方針 外部機関との連携と地域資源の活用 ～ 連携・活用の枠組み～

引き続き、JAXAとの連携事業の発展に努めるとともに、他の民間事業者や大学等、宇宙に関連した多様な主体との連携も積極的に行う。

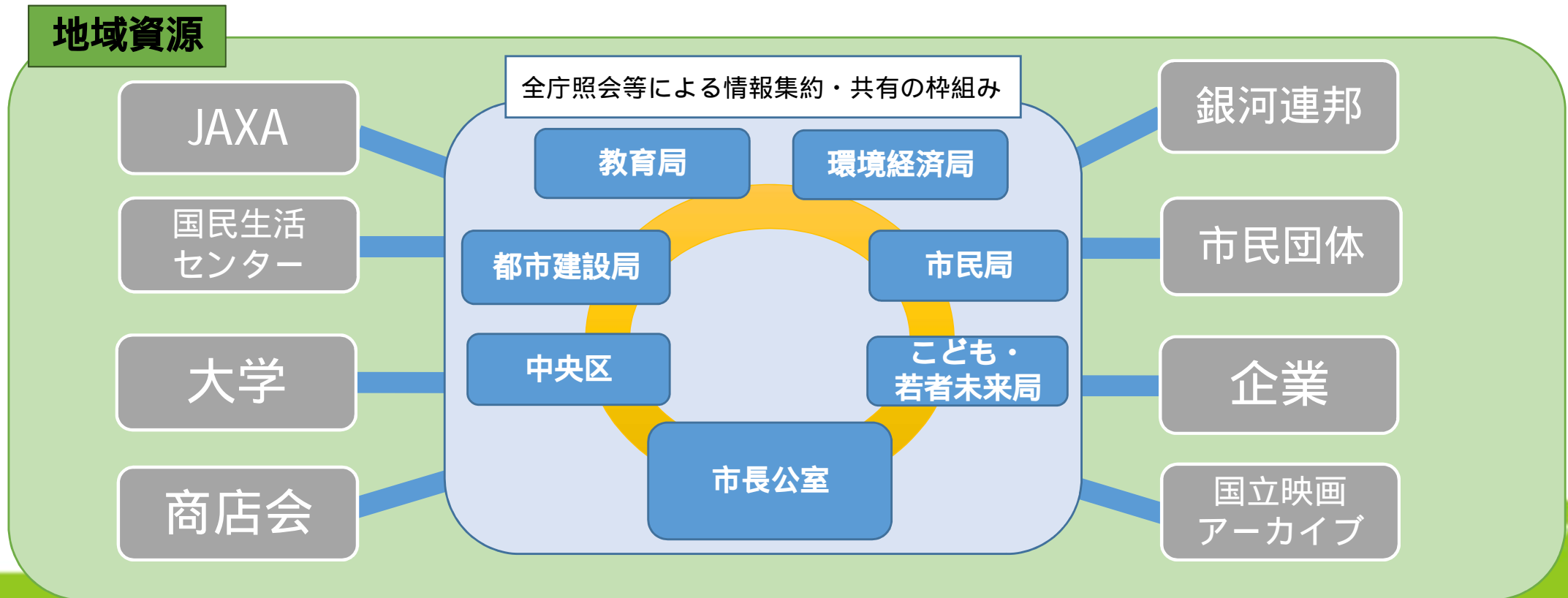
## 現状

関係各課・機関がそれぞれJAXA等の外部機関と個別に連携事業を実施

## 課題

相互PRの取組や各機関の宇宙関連事業の推進に活用可能なリソースのほか、ニーズや課題を集約的に把握・マッチングし、事業効果を最大化する調整機能の不足

## 地域資源



# 基本方針 の枠組みを活かした取組

シティプロモーション、地域活性化、教育に加え少子化対策にも寄与できる取組を実施

## シティプロモーション

- **宇宙をテーマにした魅力的な事業の発信**  
JAXA等と連携した話題性のある事業の発信
- **市内外の多様な主体との連携による情報発信**  
銀河連邦による自治体間連携、民間事業者と連携したコラボレーション企画等による市内外に対する魅力発信事業の実施

## 地域活性化

- **地域の活力を活かした宇宙関連事業の実施**  
自治会や商店会、大学等と連携した宇宙に関連した事業の実施
- **回遊性を高め、まちの賑わいを創出するための取組**  
宇宙関連施設や淵野辺公園等周辺地域の回遊性を高めるための、相互PRやスタンプラリー等事業の実施

## 連携・相乗効果

## 教育

- **JAXA宇宙教育センターとの人事交流の枠組みを活かした学校教育における宇宙教育の実施**  
宇宙教育資料・教材の開発及び運用、教員向け研修の実施
- **JAXA等と連携した多様な教育普及事業の実施**  
企画展・講演会・プラネタリウム・ワークショップ・パブリックビューイングの実施

## 少子化対策

- **子どもの居場所にもなる宇宙を学べる環境づくり**  
博物館等を活用した子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり
- **教育環境の充実にPR**  
子育て世代をメインターゲットにした宇宙のまち相模原の魅力発信事業の実施

# 基本方針 宇宙関連施設の魅力向上と活用 ～ 取組内容～

## 現状

- 博物館プラネタリウム・若あゆ天文台共に、開館当初に設置したものを使用しており、老朽化・陳腐化が進行
- 博物館プラネタリウムは年間約5万5千人の観覧者があり、JAXA連携事業や中央区の地域の魅力創生等に活用、市観光振興計画では独自の観光資源として位置付け
- 博物館プラネタリウム及び若あゆ天文台は、学校教育において複数学年の校外学習で活用

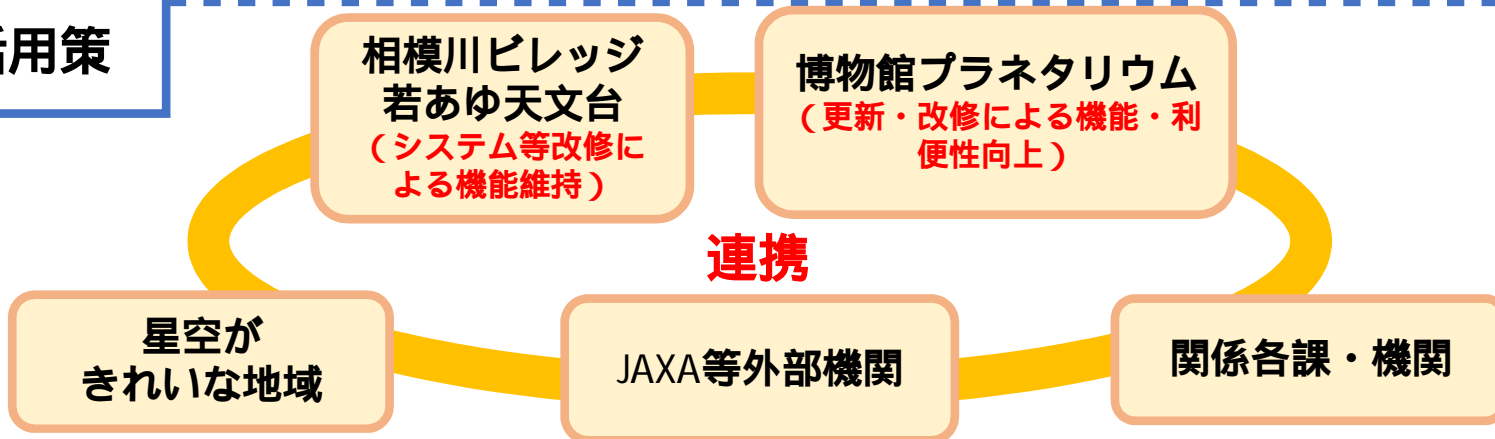
## 課題

- 両施設共に、機能維持にかかる改修が早期に必要
- 宇宙を活用した観光やシティプロモーション・地域活性化・少子化対策を更に発展させるためには、県内最大で国内でも有数の規模を誇る博物館プラネタリウムの魅力向上が必須
- 博物館プラネタリウムにおいては、質の高い学習機会の提供や多様な連携事業の実施のため、機能・利便性の向上及び多機能化が必要

## 課題解決に向けた取組

宇宙をテーマとした取組を推進するための中核的な存在で、全国的に有数の規模を誇る博物館プラネタリウムの機器更新及び施設改修を行い機能・利便性を充実させるなど、魅力を高める。また、プラネタリウムとともに子どもたちの宇宙への関心を高め学ぶために重要な施設である若あゆ天文台の機能維持を図るため、システム等改修を行う。

## 活用策



学校教育における宇宙に関する体験学習の発展  
緑区のような星空がきれいな地域に対する興味関心の醸成  
プラネタリウムにおけるパブリックビューイングや講演会、コンサート

## 想定改修事業費

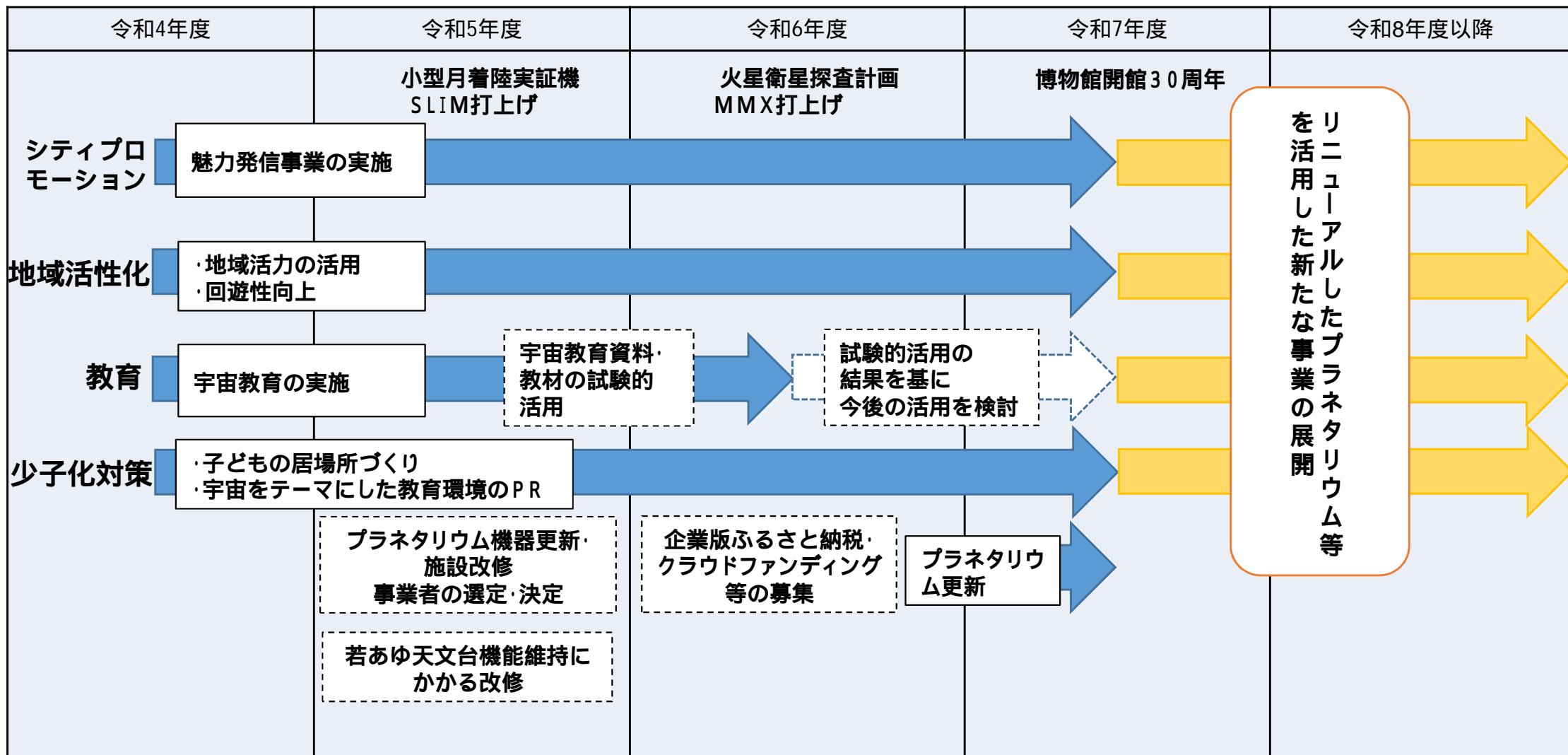
### 博物館プラネタリウム更新・改修

令和5年度：50千円（謝礼）  
令和6～7年度：500,000千円（委託料）

### 相模川ビレッジ若あゆ天文台（銀河ドーム）機能維持

令和5年度 6,508千円（施設修繕料）

# 想定スケジュール



# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月26日

案件名	包括的支援体制整備について						
所管	健康福祉	局区	地域包括ケア推進 生活福祉	部	地域包括ケア推進 高齢・障害者福祉 中央高齢・障害者相談 生活福祉	課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の整備を図るもの ・庁内関係課・機関の連携の強化 ・課題を抱える世帯へのケースワーク、アウトリーチの強化					
	効果測定指標	福祉コミュニティづくりの推進度				施策番号	6,7,9
		R4	R5	R6	R7	R8	R9
	事業効果 年度目標		60.1%				63.9%

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援包括化推進員の配置について</li> <li>○自立支援相談窓口の強化について</li> <li>○中央障害者相談支援キーテーションの設置について</li> <li>○相談課業務の一部委託化について</li> </ul>
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

## 事案概要

資料のとおり

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	資料のとおり						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
	○		○						
									
								○	

日程等 調整事項	条例等の調整			議会提案時期			報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期			議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
地域包括ケア推進部内ワーキンググループ	本市に相応しい包括的支援体制の検討
保健衛生部関係課長打合せ会議	包括的支援体制について、原案のとおり庁議に諮ることとされた。
生活福祉部関係課長打合せ会議	包括的支援体制について、原案のとおり庁議に諮ることとされた。
こども・若者未来局関係課長打合せ会議	包括的支援体制について、原案のとおり庁議に諮ることとされた。
関係課長打合せ会議	原案を一部精査し、庁議に諮ることとされた。

備考	



庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(10/3)

【財源について】

○扶助費をはじめとした社会保障施策等の見直しに継続して取り組むとのことであるが、見直しを確実に進めること。

【人員について】

○令和6年度からの人員の増については、改めて調整すること。

○委託化は推進すべきものとするが、合理化できる人工があるものと考えている。

# 包括的支援体制整備について

## 【相談支援・地域づくり・参加支援の一体的実施】

### 1 本市における包括的支援体制について

#### (1) 相談支援

ア 本市における相談支援体制の目指す姿(イメージ)

イ 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組(案)

相談支援包括化推進員の配置

自立支援相談窓口の強化

障害者相談業務の一部委託化によるアウトリーチ要員の創出

中央障害者相談支援キーステーションの設置

#### (2) 地域づくり

#### (3) 参加支援

### 2 包括的支援体制整備に向けた予定

### 3 令和5年度新規取組に係る経費見込(一般財源ベース)

地域包括ケア推進部  
生活福祉部

# 1 本市における包括的支援体制について

## 背景～課題の複合化・複雑化～

- ・少子高齢化の進展や人口減少による世帯構成の変化、地域の関係性の希薄化などにより、8050問題、介護と育児のダブルケアなど、世帯の抱える課題が複合化、複雑化
- ・コロナ禍により、さらに複雑化(孤独・孤立が顕在化)

地域共生社会の推進に向けて、国において社会福祉法の改正(H29・R2)  
包括的支援体制の整備の位置付けと実現手段として重層的支援体制整備事業が創設(R3)

## 包括的支援体制(相談支援×地域づくり×参加支援)の整備に向けて

### ○総合計画推進プログラムへの位置付け

- ・R3～地域包括ケア推進部でワーキンググループを設置し、包括的支援体制の案を検討
- ・R4～地域づくりについて、市社会福祉協議会にモデル事業を委託

### ○行財政構造改革プランを踏まえた取組

○地域共生社会の実現を目指し、包括的支援体制の整備を段階的に進める。

### 相談支援(行政中心)

現行の組織体制を基本としながら、職員意識の醸成と情報共有を図り、分野横断的な連携を強め、早期の課題発見と継続的支援に取り組むアウトリーチ型の「相談支援」の体制を整える。

### 参加支援(行政・地域問わず)

既存の制度では社会参加が困難な人などへの社会とのつながりを回復する「参加支援」に取り組む。

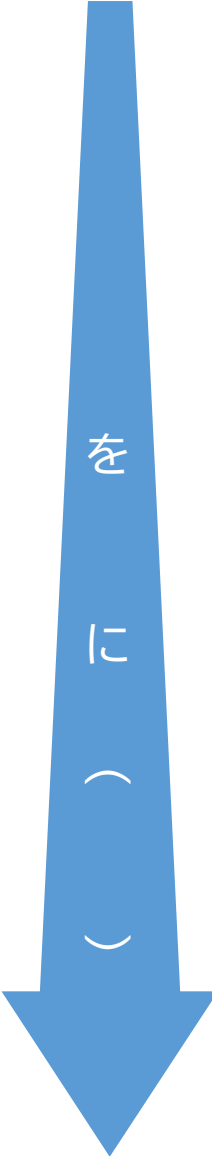
### 地域づくり(地域中心)

地域での福祉課題の解決の取組を支援・充実し、「地域づくり」を推進する。

# 1 本市における包括的支援体制について～国と本市の取組～

	国の取組	体制整備を段階的に推進(具体化)	本市の対応・取組
平成28年	平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) ・地域共生社会の実現が盛り込まれる。	体制整備を段階的に推進(具体化)	【これまで取組んできたこと】 個別分野ごとに体制を強化 ○平成18年 地域包括支援センター(現在29か所)の設置 ○平成24年 基幹相談支援センター(中央区)の設置 ○平成26年 障害者相談支援キーステーション(緑区、南区)の設置 ○平成29年 コミュニティソーシャルワーカーの配置(22地区)
平成30年	平成29年5月 社会福祉法改正(平成30年4月施行)(厚労省) ・包括的な支援体制の整備が位置付け(多機関が協働し課題解決ができる相談支援体制、地域社会の主体的な課題解決力の強化) ・地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定める旨が規定		令和2年3月 地域福祉計画の重点的な取組に包括的な支援体制の整備を位置付け
令和2年			令和2年4月 地域包括ケア推進部の設置 ・包括的支援体制の構築に向けて、高齢・障害・地域福祉の所管をひとつの部に

# 1 本市における包括的支援体制について～国と本市の取組～

	国の取組	体制整備を段階的に推進(具体化)	本市の対応・取組
令和3年	<p><b>令和2年6月 社会福祉法改正</b> (令和3年4月施行)(厚労省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的支援体制を実現するための手法として重層的支援体制整備事業が創設</li> <li>・多様な関係者との連携を意識する必要性を規定</li> </ul> <p>令和3年3月～重層的支援体整備事業と各分野との連携通知を発出 (ひきこもり支援、自殺対策、教育施策、地方創生などとの連携の通知が関係省庁の連名で市所管局部長あてに)</p>		<p>令和3年3月 第8期高齢者保健福祉計画、さがみはら障害者プラン(改訂版)に包括的支援体制の整備を位置付け</p>
	<p>令和3年12月 孤独孤立対策の重点計画策定(内閣府)</p> <p>(コロナ禍において社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の中でアウトリーチ型支援の推進、官・民・NPO等の連携が位置付け</li> </ul>		<p><b>令和3年度～地域包括ケア推進部でワーキンググループを設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に相応しい包括的な支援体制の検討</li> </ul>
			<p>令和4年3月 総合計画推進プログラムの政策的基幹事業に包括的な支援体制の整備を位置付け</p>
令和4年			<p>令和4年度 地域づくりのモデル事業を開始(社会福祉協議会への委託)</p>

# 1(1) 相談支援

## ア 本市における相談支援体制の目指す姿(イメージ) 緑の部分

(1) 市圏域

重層的支援会議(課題の解きほぐしやスーパーバイズ、役割分担)  
区ごとの多機関連携の支援(連絡調整・情報共有)



地域で解決できない課題を  
**各区圏域**で、世代や属性に関わらず  
包括的に受け止め「相談支援」する体制

中央 緑 南

【福祉保健事務所体制】区ごとの相談支援・連携の強化

**ワンストップ機能** 可能な限り各分野の機能を連携から統合へ  
生活困窮・生活保護、高齢・障害、こども・子育て、成人保健、国保・年金

**アウトリーチ(訪問支援)機能**

自立支援相談窓口を中心に課題の早期発見、伴走(継続的)支援

**区ごとの多機関連携機能**

・区役所、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点 等

・**障害者相談支援キーステーション(現在、中央区未設置)**

社会とのつながりをつくる**参加支援**

区圏域(3)

住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる **地域づくり**

住民、自治会、地区社協、ボランティア、老人クラブ、PTA、民生委員・児童員、CSW・・・

住民に  
身近な  
圏域(22)

# 本市における相談支援体制の目指す姿(イメージ)

## ～今後の取組～

### < 包括的支援体制検討の視点 >

- ・ コロナ禍による生活様式の変化、孤立化等による新たな課題の顕在化
- ・ 圏域(市全体・区ごと等)に対応した相談支援体制の強化

### 【施策の方向性】

#### ワンストップ機能の構築

庁内連携・情報共有体制の強化  
福祉の相談窓口を可能な限り近接に集約

#### アウトリーチ(訪問支援)の推進

自立支援相談窓口の強化  
業務効率化によるアウトリーチ業務拡充  
早期発見・伴走支援意識醸成

#### 区ごとの多機関連携機能の強化

障害者相談支援センターの全区設置(中央区未完)  
分野を超えた連携強化

### 【事業内容】

R4  
相談支援包括化推進員の  
配置

R5  
自立支援相談窓口の強化

R5  
業務委託  
による支援  
要員の創出

DX推進等による  
効率化  
R6～

R5  
障害者相談支援センターの  
中央区への設置

R5  
重層的支援会議・多機関  
連携組織の設置検討

# 1(1)イ 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組(案) 相談支援包括化推進員の配置

## 包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

## 本市の対応

- R2 組織再編(高齢・障害・地域福祉分野を統合、地域包括ケア推進部の設置)  
福祉分野での連携とその共通認識を推進、今後は福祉分野以外とも連携の強化等が必要
- R4 地域共生社会の推進に向けた共通認識を図り、横断的な連携や情報共有のため、全庁的に**相談支援包括化推進員**( )を配置  
世帯全体の複合化する課題の解決に向け、包括的に相談支援することを推進する職員。

全庁的な職員の意識共有を図り、相談につながっていない人や世帯の課題を分野横断的に受け止め、複合化、複雑化する前に早期対応を行う。  
福祉分野内では、連携を更に強化

各所属職員  
の対応

意識や情報を共有する組織の範囲を明確化  
その上で、多機関が連携して支援を進める。 R5多機関連携支援、重層的支援会議を検討  
(多機関連携支援の調整は当面、地域包括ケア推進課が行う。)

組織的な対応

### 【推進員の役割】

福祉分野以外の部署の職員(相談支援包括化推進員)への研修、他部署の事業内容の情報共有(相互理解)  
自所属で受けた相談者について、他部署で支援できる課題に**気づく**。関連する部署へ**つなぐ**。  
(課題が深刻化、複雑化する前に発見、対応が可能。支援につながりにくい方へのアプローチが可能。)



# 相談支援包括化推進員の配置

## 全職員を対象とする課・機関(健康福祉局及びこども・若者未来局の福祉相談窓口等を担う部署)

### 【健康福祉局】

- ・地域包括ケア推進課
- ・在宅医療・介護連携支援センター
- ・精神保健福祉センター
- ・緑高齢・障害者相談課
- ・中央高齢・障害者相談課
- ・南高齢・障害者相談課
- ・津久井高齢・障害者相談課
- ・城山福祉相談センター
- ・相模湖福祉相談センター
- ・藤野福祉相談センター
- ・緑生活支援課
- ・中央生活支援課
- ・南生活支援課
- ・緑保健センター
- ・中央保健センター
- ・南保健センター

### 【こども・若者未来局】

- ・緑子育て支援センター
- ・中央子育て支援センター
- ・南子育て支援センター

## 1名を選任する課・機関(包括的支援に向けた情報共有を図ることが有益な市民対応等を担う部署)

### 【総務局】

- ・人材育成課

### 【財政局】

- ・税制・債権対策課
- ・納税課
- ・市民税課
- ・資産税課
- ・緑市税事務所
- ・南市税事務所

### 【市民局】

- ・区政推進課
- ・市民協働推進課
- ・人権・男女共同参画課
- ・交通・地域安全課
- ・消費生活相談センター
- ・国際課

### 【健康福祉局】

- ・健康福祉総務室
- ・高齢・障害者福祉課
- ・高齢・障害者支援課
- ・精神保健福祉課
- ・介護保険課
- ・生活福祉課
- ・国保年金課
- ・地域保健課
- ・疾病対策課
- ・感染症対策課
- ・健康増進課
- ・生活衛生課

### 【こども・若者未来局】

- ・こども・若者政策課
- ・こども家庭課
- ・こども・若者支援課
- ・保育課
- ・子育て給付課
- ・児童相談所総務課
- ・児童相談所相談支援課
- ・陽光園

### 【環境経済局】・産業・雇用対策課

### 【都市建設局】・建築・住まい政策課

### 【緑区役所】・区民課

### 【中央区役所】・区民課

### 【南区役所】・区民課

### 【教育委員会】・学務課

### 【消防局】・消防総務課

# 相談支援包括化推進員の配置～今後の取組～

令和4年11月 相談支援包括化推進員の配置(要綱設置)

横断的な連携・情報共有

- 11月～
- 包括的支援に関する研修の実施
    - ・包括的支援の必要性
    - ・具体的な事例
    - ・他課・機関の事業内容の共有(相互理解) 等
  - 情報共有を行う仕組みづくり(ポータルサイトの活用)
  - 事例検討による連携方法の研究
  - 多機関連携の試行実施

# 自立支援相談窓口の強化

複雑化・複合化する課題を抱える方が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する。

## ○自立支援相談窓口を強化し、区内の連携体制を構築

相談者の状況

相談件数	
R元年度	618件
R2年度	5,628件
R3年度	5,643件

顕在化

【従来】

- ・生活保護に至らない方
- ・ホームレス など

【近年】(上記に加え)

- ・非正規労働者
- ・フリーランス
- ・個人事業主
- ・外国籍の方 など

【従来～近年】

- ・ひきこもり状態にある方
- ・孤独・孤立している方

見えにくい

相談窓口の強化

R6～

### 窓口相談員の増員

従来の相談者、近年顕在化してきた方の相談・支援に対応

R6～

### 正規職員の配置

複合的な課題を抱える方の支援を関係各課等が連携し対応するためのコーディネート機能を強化

障害者  
高齢者  
子ども  
等の  
担当課

連携

関係機関

R5

### アウトリーチ支援員配置継続

アウトリーチを継続し、課題が見えにくい方を早期支援に繋げる

# 自立支援相談窓口の強化

## ○自立支援相談窓口の実施体制 令和4年度、令和5年度予定

緑区自立支援相談窓口	
相談員	相談員
アウトリーチ支援員	アウトリーチ支援員

中央区自立支援相談窓口	
相談員	相談員
アウトリーチ支援員	アウトリーチ支援員

南区自立支援相談窓口	
相談員	相談員
アウトリーチ支援員	アウトリーチ支援員

## 令和6年度予定

緑区自立支援相談窓口		
	正規職員	
相談員	相談員	相談員
アウトリーチ支援員		アウトリーチ支援員

中央区自立支援相談窓口		
	正規職員	
相談員	相談員	相談員
アウトリーチ支援員		アウトリーチ支援員

南区自立支援相談窓口		
	正規職員	
相談員	相談員	相談員
アウトリーチ支援員		アウトリーチ支援員

- ・自立支援相談窓口の相談員：**窓口**における相談業務、支援プランの作成
- ・アウトリーチ支援員：**アウトリーチ**による生活困窮者自立支援事業や関係機関への繋ぎ

# 自立支援相談窓口の強化

## 相談窓口の強化

### R 5 年度の実施内容

#### アウトリーチ支援員（6名）の配置継続

【課題】国庫補助率の変更10/10 3/4 一般財源の増加（R5～）

配置経費見積額（6名分）

歳出：16,936,783円 歳入：12,702,587円 一財：4,234,196円

【財源確保の考え方】早期支援で生活保護費を抑制

生活困窮者自立支援事業の効果

住居確保給付金 3人家族10世帯に1年間給付した場合 一財：1,590,000円

生活保護を利用 " 一財：5,847,900円

生活困窮者事業に繋ぐことで生活保護費を抑制 一財の差額：4,257,900円

住居確保給付金支給決定とその後の状況  
R2年度 1,186件 至生保申請 57件  
R3年度 405件 " 28件

### R 6 年度に向けて調整

#### 正規職員主体の相談体制へ移行するための人員配置を実施

常駐の正規職員が未配置の状況から各区正規職員1～2名配置（生活保護相談班所属など）

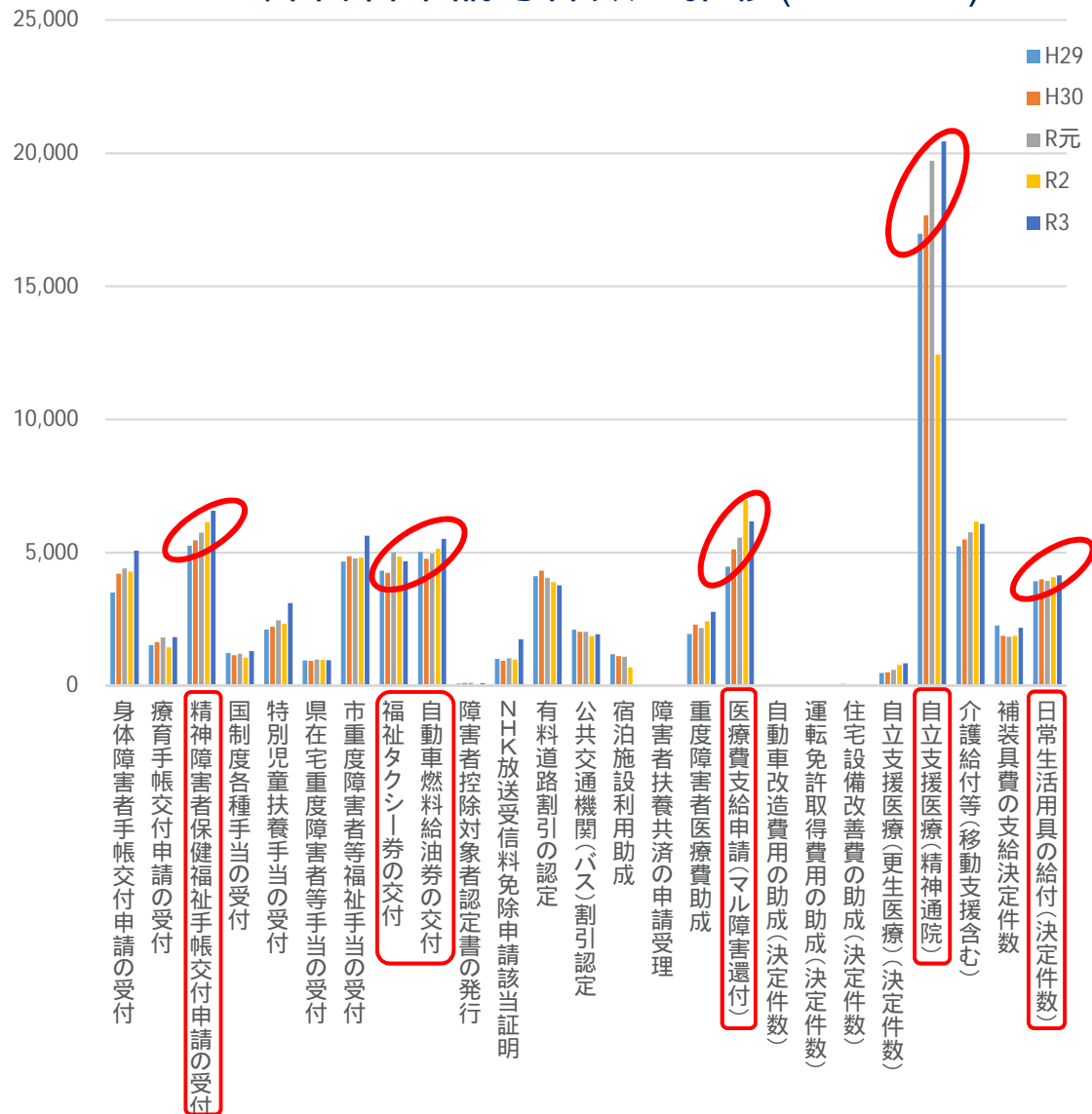
#### 更なる支援体制の充実に向けた窓口相談員の増員（各区2名 3名）

増員3人分配置経費見積額 財源確保の考え方はアウトリーチ支援員と同様

歳出：9,622,491円 歳入：7,189,398円 一財：2,396,466円

# 障害者相談業務の一部委託化によるアウトリーチ要員の創出

障害者申請等件数の推移(H29～R3)



- ・障害者関係業務の申請受付数は増加傾向特に精神保健福祉の分野において増加が著しい
- ・全体として毎年約3,000件程度の増加が見込まれており、職員約0.3人分の業務量増加がある
- ・相談は、一度話を聞いて終結ではなく、その後も継続的に支援するアウトリーチ(訪問支援)が重要
- ・各区の高齢・障害者相談課/相談センター職員はこうした申請処理の対応に追われており、アウトリーチ業務に取り組む時間が不足している
- ・申請件数5,000件超を目安に、業務フローが類似する5項目を委託対象として検討

# 障害者相談業務の一部委託化によるアウトリーチ要員の創出

## 【課題】

障害者窓口の利便性向上  
 (待ち時間解消/申請手続等の負担軽減)  
 障害者数/申請処理が増加しており、  
 職員が十分なケースワークに取り組めない

## 【取組の方向性】

業務委託やDX推進による便利な窓口/業務効率化  
 「待ち」の相談体制からアウトリーチ型相談支援へ  
 ○R5は中央で試行、R6は緑、南へ

## 【取組内容】

### 第一段階: 業務委託 (R5 予算額: 27,700 千円)

・郵送申請の導入・申請処理の外部委託

### 第二段階: 相談窓口 DX の推進 (検討中・仕様未定)

・障害福祉のサービス案内等に関するアプリ導入  
 ・電子申請導入によるスマホ/タブレットからの申請

### 第三段階: コールセンター機能の導入 (検討中・仕様未定)

・一次問合せに係る受電対応の外部委託

## 【期待される効果】

・障害者福祉に従事する職員の半分の時間をアウトリーチ型支援に  
 ・専門職による相談支援の充実・向上  
 ・時間外勤務時間数の削減  
 ・DX推進等による障害者福祉事務に従事する職員数の削減

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施スケジュール (案)	業務委託		業務委託追加	窓口相談DX	コールセンター		
				基幹システム標準化			
行政改革	時間外勤務削減			DX推進等により職員数減に取り組む			

## (1) 業務効率化(時間・人工)

委託効果(全市で委託)	
業務名	効率化(h)
1 自立支援医療(精神通院医療)更新	6,338
2 精神保健福祉手帳交付	1,806
3 医療費支給申請(マル障還付)	2,033
4 日常生活用具(ストマ等)支給申請	1,065
5 タクシー/燃料券支給カウンター業務	805
<b>計</b>	<b>12,047</b>

3について、緑・南区は各区民課も実施

上記区民課分を除き、委託により効率化される人工は  
**約5.4人**

## (2) アウトリーチ転換人工

委託範囲を全市に展開した場合のアウトリーチ業務への転換可能人工

R5	R6	R7	R8	R9	R10
5.4	5.1	4.8	4.5	4.2	3.9
(中央のみ) 2.4					

申請件数増により、毎年度約+0.3人分の業務増があるため、委託費が一定の場合効果が逡減する(アウトリーチ職員が従来業務に回帰)

受電/待ちの相談から訪問支援、重篤ケースへの早期対応、関係機関(地域包括センター、キー・ステーション等)との連携など、アウトリーチ型業務に転換



### (3) 業務効率化(人件費換算)

前頁で示した効率化できる時間数の人件費換算及び時間外勤務削減効果の金額換算結果は以下の通り。

委託効果(全市で委託)	
業務名	人件費(円)
1 自立支援医療(精神通院医療)更新	21,398,241
2 精神保健福祉手帳交付	6,096,718
3 医療費支給申請(マル障還付)	6,863,492
4 日常生活用具(ストマ等)支給申請	3,595,046
5 タクシー/燃料券支給カウンター業務	3,380,463
時間外勤務15%削減	10,914,819
<b>計</b>	<b>52,248,780</b>

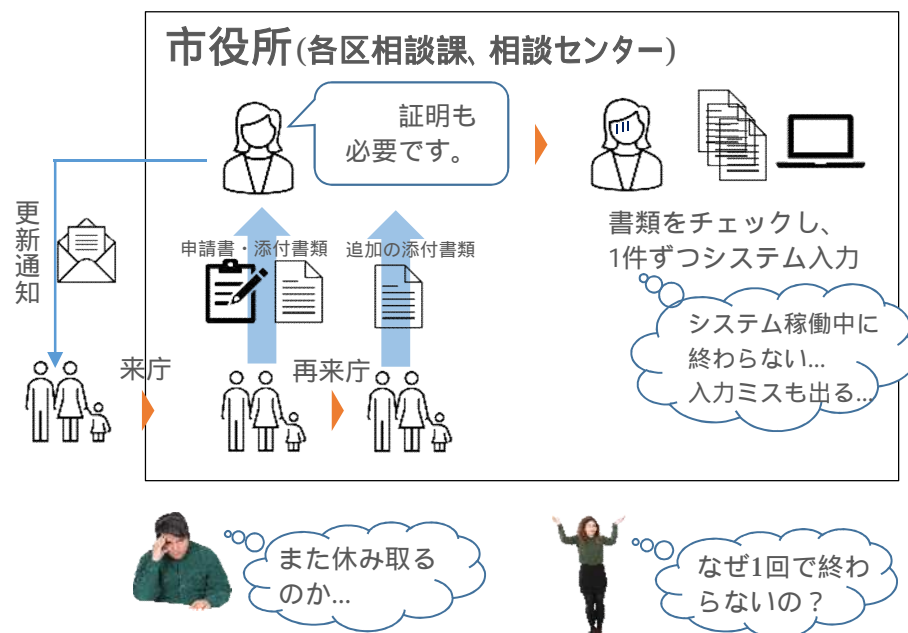
時間外勤務削減: R3相談課・センター-時間外勤務時間数17,243時間の約15%(2,586時間)の削減を見込む

# (参考) 窓口における申請手続等のDX推進のイメージ

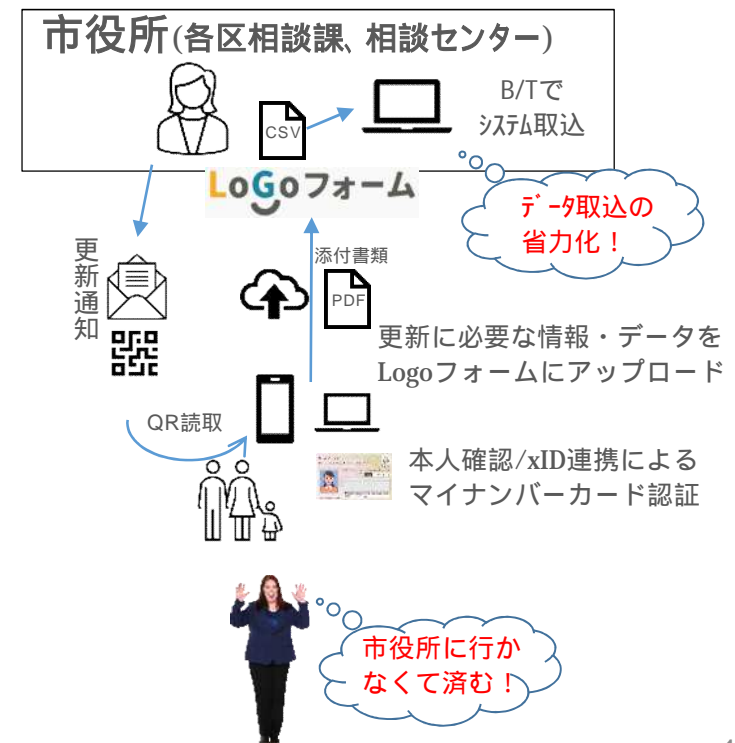
## < 障害児通所サービス手続の例 >

- ・ 障害児通所サービスの更新手続は保護者が来庁し、申請書や添付書類を窓口へ提出
- ・ 証明等の添付漏れにより、1度で完結しないことが多い
- ・ 申請に必要な内容をデバイスによる入力・送信とし、添付書類はPDFや画像データで提出でき、添付漏れも防げる電子申請モデルを検討する

### 【現在】



### 【DX化】



### 実施に向けた課題

- ・ データ取込に要するシステム修正
- ・ 添付書類電子化の可否
- ・ 本人確認/認証手続の検討
- 等

## (参考) コールセンターによる業務効率化のイメージ

- ・ 相談課/センターには多くの電話による問い合わせが寄せられている。
- ・ 障害者手帳の申請や障害者サービス/制度に関する問い合わせ等、軽易なものも多い
- ・ 受電による問い合わせ内容をマニュアル化し、コールセンターに委託することで職員のアウトリーチ業務時間を創出する  
受電内容がケースワーク業務に係るものについては、引き続き職員が対応を行う
- ・ 合わせて、問い合わせ内容のデータベース化及び傾向分析を行い、市ホームページの内容や福祉の手引き等の情報コンテンツがニーズに沿っているかを踏まえた更新を行う



# 中央障害者相談支援キーステーションの設置

## 相談支援体制の現状・課題

### 基幹相談支援センター

#### 【重要な役割】

- ・市内唯一の相談支援の中核的な機関として、市域の相談支援体制を強化  
相談支援事業所に対する専門的な指導 / 研修実施による相談支援専門員の人材育成 等  
センターの機能強化等が盛り込まれた法改正 (R6.4) が予定  
**更なる体制強化が必要!**

#### 【運営上の課題】

- ・障害者の増加(相談件数：平成29年度6,494件 令和3年度10,420件)  
相談対応に追われ**【重要な役割】を果たせていない / 中央区の相談支援体制が不十分**

市域

人材育成 等

連携

連携

**緑** 緑障害者相談支援  
キーステーション  
(医ケアコーディネーター配置)

**南** 南障害者相談支援  
キーステーション  
(医ケアコーディネーター配置)

**中央**

- ・中央区はキーステーション未設置  
基幹相談支援センターが同機能を担っているが、**中央区内のアウトリーチ支援、他機関連携の実施が不十分**  
また、利用者(障害者)の**利便性が悪い**

区域

#### 【重要な役割】

- ・身近な区域のワンストップ窓口として、**様々なニーズに応じた相談に対応**
- ・行政機関や民間事業所と**連携した相談支援**
- ・ひきこもりの障害者や8050問題を抱えた家庭への**アウトリーチ支援**

相談支援事業所  
(相談支援専門員)

高齢・障害者相談課  
包括支援センター 等

8050問題を抱えた家庭等

# 中央障害者相談支援キーステーションの設置

## 課題解決に向けた検討

### 【職員追加配置の検討】

#### 案1 基幹相談支援センター職員の追加配置

- × センターへの職員の追加配置が可能であれば、工事費等の費用はかからないが、事務室にスペースのゆとりがないため、追加の人員配置が困難（同建物内の他の部屋も活用不可）
- × キーステーションは「身近な区域のワンストップ窓口」としての役割を有しているが、高齢・障害者相談課と離れた位置にあるため、連携の課題が解消しない / 障害者の利便性が向上しない

#### 案2 中央障害者相談支援キーステーションを新たに設置し相談員等の職員を配置

- キーステーションが3区に設置されることにより、区ごとの多機関連携が促進  
高齢・障害者相談課の近接地に設置することにより、連携促進 / 障害者の利便性向上
- × 新たに整備することになるため、場所によっては工事費等の整備費用がかかる



### 案2を採用し、設置場所を検討

(他のキーステーションと同様、医療的ケア児等コーディネーターの配置も検討)

### 【設置場所の検討】

- ・ **選定条件** 中央高齢・障害者相談課等に近接した場所であること  
市民に分かりやすくアクセスしやすい場所であること  
障害者の文化活動の拠点であり、ウェルネスさがみはらに近接する

**けやき体育館内(けやきカフェ運営箇所)** で検討

指定管理者と調整中

# 中央障害者相談支援キーテーションの設置

## 必要予算

- 経常的経費40,780千円、初年度のみ経費5,000千円
- 障害者相談支援キーテーションの運営及び医療的ケア児等コーディネーターの配置は、国の地域生活支援事業等補助金(国1/2、県1/4)の対象事業である。

当該補助金の補助金額は、国庫の予算の範囲内で決定された金額とされており、現状、市全体の補助金対象事業の総事業費に対して満額の補助が出ていない状況であるため、当該事業費は一般財源で見込む。

### (経常的な経費に係る予算(A)) (円)

項目	予算
人件費(キーテーション)	32,000,000
人件費(医ケアコーディネーター)	4,000,000
小計	36,000,000
事務費(キーテーション)	4,180,000
事務費(医ケアコーディネーター)	600,000
小計	4,780,000
合計	40,780,000

### (初年度経費に係る予算(B)) (円)

項目	予算
工事費(キーテーション)	2,000,000
小計	2,000,000
備品等(キーテーション)	3,000,000
小計	3,000,000
合計	5,000,000

### (令和5年度必要経費) (円)

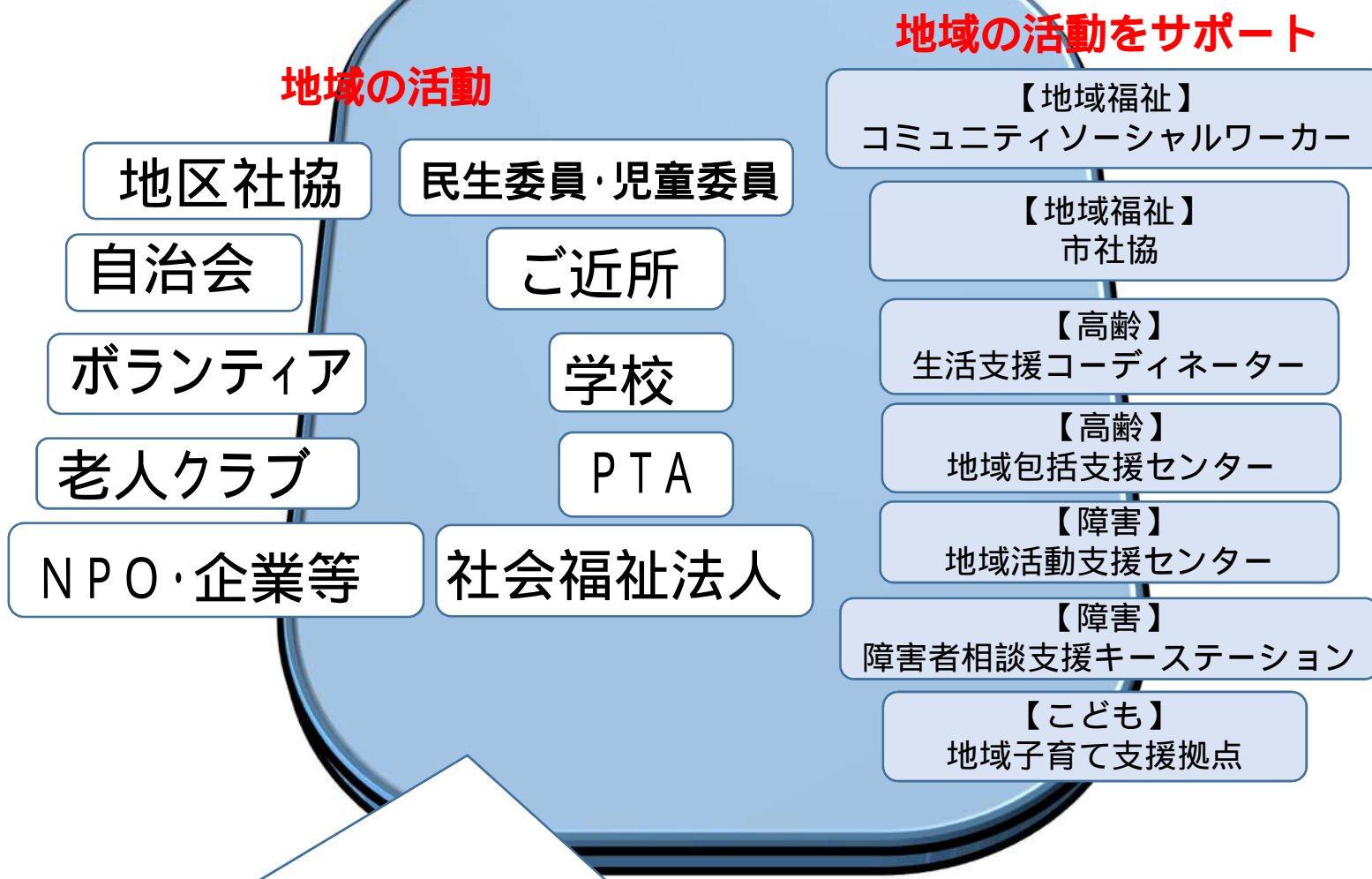
項目	予算
(A) × 6か月 / 12か月	20,390,000
(B)	5,000,000
小計	25,390,000

キーテーションの事務室設置工事期間や受託者との調整期間を踏まえ、令和5年度については、令和5年10月～の委託開始を想定しているため、経常的な経費である人件費と事務費を6か月分として見込んでいる



# 1(2)地域づくりについて

## 地域づくり



### 地域づくりのプラットフォーム

地域内のそれぞれの取組、団体等の情報の共有を図り、連携・交流促進して取組を進める土台をつくる。(情報共有の仕組みづくり 例:オンラインによる地域資源情報等の共有)

## 1(2)地域づくりについて

### 地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

### 本市の対応

- R4市社協に地域づくりのモデル事業を委託し、  
地域における各分野の取組を整理(モデルで3地区を選定)  
地域づくりのプラットフォーム( )を検討

地域内のそれぞれの取組、団体等の情報の共有を図り、連携・交流促進して取組を進める土台をつくる。

- R5は、市社協への業務委託を継続(案)し、検討を全地区へ広げる。  
(予算 10,000千円(R4と同))



# 1(3) 参加支援について

## 参加支援

### 既存の取組

いきいき百歳体操  
などの通いの場

認知症カフェ

地区社協サロン

シルバー人材  
センター

老人クラブ

障害分野の福祉的  
就労支援

生活困窮分野にお  
ける就労準備支援

など

- ・既存の各制度の支援では把握できない利用者のニーズや課題など丁寧に把握
- ・既存の社会資源の拡充や新たな社会資源などをコーディネート
- ・本人と支援メニューとのマッチング

例) 障害分野や生活困窮分野の就労支援事業等に、本来の対象者ではない若年性認知症・がん患者・難病患者などを受け入れ支援する取組(福祉的就労、地域活動へのつなぎ)

例) 片麻痺のある方の料理教室の開催～参加するための支援が必要な方への取組～

### これからの取組

## 1(3) 参加支援について

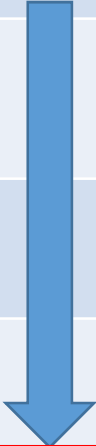
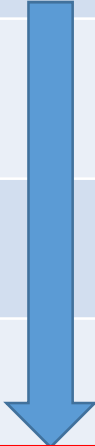
### 参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- ・ 社会とのつながりをつくるための支援を行う
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

### 本市の対応

- R6からの福祉分野就労的活動支援コーディネーターの配置を検討
  - ・ 就労のみではなく、地域活動へのつながりを含め、それぞれの対象者に合わせた活動のコーディネートを行う(市就職支援センターとの連携を検討)

## 2 包括的支援体制の整備に向けた予定

時期	相談支援	地域づくり	参加支援
R4.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源(地域活動含む)の把握、整理</li> <li>地域づくりのプラットフォームのモデル検討</li> <li>地域福祉ネットワークの推進</li> <li>地域活動の担い手に対する研修(地区社協、社会福祉法人、地域福祉ネットワーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉分野就労的活動支援コーディネーターの配置の検討</li> <li>その他参加支援の検討</li> </ul>
9~10	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援包括化推進員の配置、自立支援相談窓口の強化の検討</li> <li>関係課長打ち合わせ会議</li> <li>庁議</li> </ul>		
11	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>相談支援包括化推進員の配置(要綱設置)</u></li> <li>推進員に対する研修の実施</li> </ul>		
11~	<ul style="list-style-type: none"> <li>多機関連携(重層的支援会議等)の試行実施(継続的な検討)</li> </ul>		
R5.4~	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>自立支援相談窓口の体制維持</u></li> <li>多機関連携支援班の設置に向けた調整</li> <li>重層的支援体制整備事業の活用(重層的支援体制整備計画の策定)</li> <li><u>障害者相談課業務の一部委託化</u></li> <li><u>中央障害者相談支援キーテーションの設置</u></li> </ul>		
R6.4~	<b>重層的支援体制整備事業の本格実施</b>		

### 3 令和5年度新規取組に係る経費見込(一般財源ベース)

単位:千円  
( )は総事業費

取組	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援包括化推進委員の配置(研修費等) 配置はR4中	100 (100)	100 (100)	100 (100)
自立支援相談窓口の強化	4,234 (16,937)	6,631 (26,559)	6,631 (26,559)
障害者相談業務の一部委託化	27,700 (27,700)	43,500 (43,500)	43,500 (43,500)
中央障害者相談支援キーステーションの設置	25,390 (25,390)	40,780 (40,780)	40,780 (40,780)
地域づくりモデル事業	10,000 (10,000)	0	0
<b>合計</b>	<b>67,424 (80,127)</b>	<b>91,011 (110,939)</b>	<b>91,011 (110,939)</b>

○行財政構造改革プランを踏まえ、業務の効率化とともに扶助費をはじめとした社会保障施策等の見直しに継続して取り組む

○令和6年以降の人員等については、業務効率化(委託化、DX化)に継続して取り組む

## 1 相模原市森林整備計画の改定について

【環境経済局 森林政策課】

## (1) 主な意見等

- (総合政策・少子化対策担当部長)木材生産機能というのは今までもあったのか。  
(森林政策課長)これまで木材生産機能という考え方はあったが、今回の改定の中で、特に効率的な施業可能な森林というのを位置づけるというものが新しく出てきた。この林道から200m以内の森林集約化を進め、施業を推進し、循環する森林に変えていこうということが森林ビジョンで謳われている。
- (総合政策・少子化対策担当部長)80年の伐採が今度50年になるというところで、デメリットはないのか。伐採が進んでしまうのではないかという不安がある。  
(森林政策課長)更新の内容について、伐って伐りっ放しということではなく、伐って植えていただく。循環をさせていこうというのが基本的な考えである。伐採できる面積を別に定めている。
- (総合政策・少子化対策担当部長)審議会や林業者の説明において、主な意見を伺いたい。  
(森林政策課長)特に否定的な意見はなく、今回、どちらかということ、施業しやすくなる見直しになったことから、肯定的に受けとめていただいている。
- (総合政策・少子化対策担当部長)直接的に関連ないかもしれないが、神奈川県の水源地環境保全税については県がやめようとしている動きの中で、この計画は、神奈川県と連携してやっているようなものになるのか。心配しているのは水源地環境保全税を継続して欲しいという思いがあり、こういったものを理由に要望に繋げることにはできないか。  
(森林政策課長)令和8年で県のかながわ水源地環境保全・再生施策大綱が終了するのはもう決まっている。9年度以降の方向というのは、まだはっきり明確になっていない。現状、水源地環境保全税を財源として実施している事業については、ぜひ継続したいと考えている。森林協会を通じて要望活動も実施をしているところである。神奈川県からの回答としては、これまでの成果を検証した上で、今後、市町村や県民の意見を伺いながら、9年度以降の施策を検討していくとのことである。
- (総務局長)法定計画であり、県の地域森林計画の改定に基づいて、それを反映して本市の計画を見直して進めていただきたい。  
(森林政策課長)将来的には津久井産材をブランド化し、建築材として全国に流通させていきたい。
- (財政局長)今までも森林の伐採計画があったと思うが、今回の計画改定による財政負担等はあるか。  
(森林政策課長)財政負担はない。
- (財政局長)先ほど話に出た水源地環境保全税がなくなることの部分のみか。  
(森林政策課長)そのとおりである。懸念されることとして、水源地環境保全税を使った施策に搬出の補助金がある。津久井の森林は急斜面のため、伐り出すのに費用がかかることから、それが他の木材との競争で不利となる理由の1つになっている。それを補うための搬出補助金というメニューを県が持っているが、この先どうなるかが不透明である。この搬出補助金がなくなった時に業として成り立つのか、これからの大きな問題になっていくと捉えている。
- (財政局長)災害防止機能について、例えば国交省からの補助金等も使えるような部分があるのではないか。そこも視野にいられた計画にしていきたい。  
(森林政策課長)承知した。
- (市長公室長)本計画は、民有林を対象としているが、国有林については、この計画に準じた形をとるということか。また、県の地域森林計画には、重視すべき機能として生物多

様性保全機能が入っているが、本計画には必要ないか。

(森林政策課長) 国の全森林計画の中で、ゾーニングするものとして、基本的には4つの機能になるが、その他、自然環境保全のために重要なところについては、国の指定とは別に定めることができる。その1つに生物多様性保全機能もあり、神奈川県は、丹沢大山地域を抱えていることから、県として独自に生物多様性を付け加えている。本計画は施業の計画であり、これをもって、防災や生物多様性を進めていくものではない。

○(市長公室長)「800m以上」という表現と、「800mから300m」という表現があり、800mがどちらにも含まれてしまうので修正すること。

(森林政策課長) 承知した。

## (2) 結果

○原案のとおり承認する。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 2 宇宙関連事業のあり方と必要な施策等について

【市長公室 観光・シティプロモーション課、教育局 博物館】

## (1) 主な意見等

- (財政局長) 今回の提案について、宇宙関連事業の在り方と必要な施策等についてとのことで、今回観光・シティプロモーション課が新たに提案者となっているが、結局は新たな提案ではなく、プラネタリウムの改修がメインになっている印象である。他の事業と比較して、本提案を優先するには根拠が弱い。どういう整理なのか。  
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) そもそも宇宙をテーマとしたまちというPRは既に行っているという認識である。それに付随する施設があり、その1つがプラネタリウムである。新たな提案はないものの、取組を推進している中で、市として宇宙をテーマとしたまちを掲げているのであれば、プラネタリウムが使えなくなると、発信力が弱くなってしまう。
- (財政局長) 議題のテーマは、やはり宇宙関連事業のあり方ではなくプラネタリウムの改修についてという庁議案件になるのではないかと。前回の庁議でそこが疑問視されたことから、今回、観光・シティプロモーション課が事案担当課に加わったのではないかと。  
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) そのとおりである。宇宙教育については、積極的に進めるべきであると認識している。推進することで、シティプロモーションや、少子化対策に繋がる取り組みに資すると思っている。今回まとめた中には、目新しい事業はないものの、このパッケージが実現すれば、シティプロモーションに力が入ると想定している。
- (財政局長) 目標にある「宇宙への夢とロマンにあふれた魅力的な都市の実現」について、これは何かの計画で謳っているのか。それとも、新たに定めたものか。  
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 今回ここで集約した中での目標であり、計画ではない。  
(生涯学習部長) 言葉としては、銀河連邦の理念から記載した。
- (財政局長) 計画を作るためには、関連団体や関連する商店街などと連携する必要がある。新たなものがない中で、この提案は優先になり得るのか。  
(市長公室長) 新たにこれから検討するのか。  
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 今のままというわけではなく、時代と共にニーズに合わせて推進していくが、大きな計画を策定することは考えていない。
- (市長公室長) 観光振興計画を見直す中で、新たなものを打ち出していくというものではないか。  
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 新たなものを入れないと難しいのか。  
(市長公室長) それがないと現状は変わらない。世界にアピールしても良いほどの話である。  
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 全世界へアピールするのであれば、産業なども入れるべきであろう。  
(総務局長) そのような提案をすれば良い。
- (市長公室長) だからこそ環境経済局、市民局、こども・若者未来局、教育局など関係局と連携するのではないかと。観光振興計画の見直しの中で打ち出していくと同時に、この資料の中でも示していくと良い。
- (財政局長) 今の時点で何を承認すべきか不明である。プラネタリウムの話はよくわかるが、その前段がわからない。  
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 2つパターンがあり、プラネタリウム単独で建て替えるというものと、パッケージにするもの。事案課としてパッケージの方が良いと考えた。また、企業版ふるさと納税を引き込むためにも、そういう支援の取組が

ある方が良いと考えている。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)しかしながら、新たな計画を策定することは想定していない。

(財政局長)計画ではないにしても、方向性を示さなければならない。

○(財政担当部長)博物館を、宇宙政策のシンボリックにする。その活用方針が、これまでとは異なるようなものが提案されれば良いが、まだそこも決まっているように見えない。単独でプラネタリウムの改修となると、財政局の査定では通さない。前回の案の形より前進していることについては理解するが、その部分が整理されていない。

○(市長公室長)JAXA、博物館、銀河連邦の3つが本市の魅力であり、この話の中核を成すものである。それらを中心に様々な連携をしていくようなイメージ図があって良いのではないか。宇宙教育をはじめ、商店会や大学などと連携する必要がある。そういったことを明確にすべきである。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)子どもが夢やロマンを持てるような施策を充実すべきと考えている。

○(財政局長)宇宙関連事業のあり方基本方針も今回打ち出したものか。

(博物館長)そのとおりである。

(財政局長)JAXAや銀河連邦等と調整しながら基本方針を作るべきである。

(総合政策・少子化対策担当部長)様々な取組を市としてまとめていく必要がある。何を拡充していくのかを示した方が良いのではないか。宇宙教育、宇宙に関するまちづくりを推進していくというような指針を作っていただきたい。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)銀河連邦が該当するものであるが、うまく機能していないという課題がある。市としては宇宙の関する事業は35年間取り組んできている。

○(総合政策・少子化対策担当部長)既存の会議体はあるのか。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)銀河連邦において、官房長会議というものが存在する。関係部署を集めた担当者会議から意見集約し、関係課長会議等で事業調整した方が良いと考えている。

○(総合政策・少子化対策担当部長)それぞれの各関係機関が取り組んでいるものをうまくミックスすることで相乗効果が生まれることも期待できる。それらを取りまとめて本市として推進していけば良いのではないか。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)更に打ち出すということか。

(財政局長)そうではなく、まとめることであろう。基本方針なるものをしっかりと作るべきである。プラネタリウム改修のスケジュールも考えなければならないが、拙速に取りまとめるだけでは意味がない。

○(総務局長)プラネタリウムの改修のみを審議したいのか。本提案については、シビックプライドに係るものを何となく合わせてパッケージ化しているように見える。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)パッケージがシティプロモーションには有効だと思っている。

○(総務局長)だからこそ、前回の提案の場でも改修だけではなく、パッケージで捉えた方が宇宙関連事業の施策を対外的にも発信する良い機会になると意見した。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)子育てに優しいまちとして、宇宙教育といった特色を持っている。それをもっと前に出せるようにしたい。政令市の中で宇宙をメインに様々な取組を行っているのは本市のみである。

○(財政局長)予算についてはいかがか。

(政策課長)プラネタリウムに係る予算は令和6年度以降であり、5年度の総合計画推進プログラムの編成では、考慮しなくて良い項目である。

(財政担当部長)前回の資料では、5年度から債務負担となっていたと思うが、債務負担もないのか。

(政策課長)債務負担を組むかを含めて相談であった。可能であれば、5から7年度の



継続事業で考えている。不足している部分があるかもしれないが、今回は熟度を上げ、若あゆとの連携やその他の連携を模索してきた。例えば、審議事項を全体のフレームの検討体制を図るキックオフとしての審議と、スキームの審議とを合わせた形で議論いただくのはいかがか。

(市長公室長)キックオフとしての整理が良い。例えば、地域資源の図に列挙されている団体等に協力いただき、検討会を立ち上げて基本方針を作り、その中で観光振興計画の見直しに合わせて、宇宙関連事業を盛り込んでいく。そのために検討会が必要ではないか。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)年度内でまとめるのか。

(市長公室長)年度内にできれば理想であろうが、まずは博物館の予算設定が必要であろう。博物館の重要性を否定しているわけではない。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)新たな取組を進めるのは人員の面など難しい。

○(財政局長)今それぞれでやっているものを目標にまとめ、市一丸となって宇宙関連については進んでいくという形を作れば良いのではないか。

○(市長公室長)銀河連邦フォーラムは全国から集客があるなど、宇宙関連事業はそれだけ注目されるものである。本市はその魅力発信を充実させて示していくべきである。

○(総務局長)業務量が増えるならば、必要に応じて人を配置する。取り組む前から人員不足は説明にならない。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長)新たな取組に向け、事業整理しなければ手が回らない。

(総務局長)そこは優先順位をつけていただきたい。

○(市長公室長)予算の関係もあることから、速やかな判断が必要であることは承知している。今回はキックオフという形に修正としたい。方向性は良いが、資料の整理などもお願いしたい。

## (2) 結果

○継続審議とする。

## 3 包括的支援体制整備について

【健康福祉局 地域包括ケア推進課、高齢・障害者福祉課、中央高齢・障害者相談課、生活福祉課】

## (1) 主な意見等

- (総合政策・少子化対策担当部長) 包括的支援体制というのは重要であると考えているが、喫緊の課題を伺いたい。また、本提案の優先順位についても伺いたい。  
(地域包括ケア推進部長) 1番は相談件数が伸び続けていること。また、障害者が増えているという現状である。精神障害も含め、十分な対応ができていない。そのため、様々なものを複合的に組み合わせることで、課題の解決に向けて取り組んでいきたいというのが今回の提案である。相談業務を充実させるには業務の効率化を図る必要がある。優先順位については、1つを前に出すことによって、他の部分に負荷がかかってしまうところも懸念される。
- (総合政策・少子化対策担当部長) パッケージでやることに意味があるということか。  
(地域包括ケア推進部長) そのとおりである。
- (総合政策・少子化対策担当部長) これまでも課題だったのか。  
(地域包括ケア推進部長) 特に近年の大きな課題となっている引きこもりや、孤独・孤立については、コロナの影響を受けて増えた。表面化しづらい課題であり、困難ケースに繋がりやすいことから、早期に対策をとらなければ、更に扶助費の増大が見込まれるなど、市にとってマイナス要素が大きい。
- (財政局長) 相談支援包括化推進員については、腕章や名札をつけるのか。  
(地域包括ケア推進課長) 今のところ想定していない。必要に応じて名札にシールを貼るなど、簡易な方法で検討したい。
- (財政局長) 自立支援相談窓口については、生活保護費の抑制を謳っており、そこで収支が見合うものであれば財政的には問題ない。障害者相談業務の一部委託化によるアウトリーチ要員の創出については、業務的に厳しい状況であると伺っている。その削減効果について、時間外勤務や人件費で示すことができれば推進していくが、本来やるべきことができているという説明では、職務放棄として捉えられてしまう。例えば、現在アウトリーチが未実施であれば、それは新規事業として、個別に要望していくものである。財政的な部分では、時間外勤務の削減や人件費の削減があるとすれば、人件費は、人事・給与課との調整の中で削らざるを得ない。委託する場合は、定数を削減する。新規事業と明確に分けるべきであり、そこはインセンティブの制度があるわけではない。現状、職員で対応できていることについてはどのように説明するのか。  
(地域包括ケア推進部長) その議論では、削減するだけでは、なかなか立ち行かない部分があるため、改めて要求することでクリアできる問題であれば、当然要求する。
- (財政局長) 現状では厳しい印象である。キーステーションについても、委託と同様に、今は事業団に委託している。キーステーションを設置することで、委託料は減額されないのか。また、キーステーションを設置する必要性について伺いたい。  
(地域包括ケア推進部長) それについては、まず削減にはなっていない。対象者が増えていることや、人を雇っているという関係で、なかなか減らすことができない。また、中央区にキーステーションを設置するのは、中央高齢・障害者相談課の窓口が近いことで利用者にとって非常にメリットが大きいからである。実は中央区が、医療的ケア児が1番多く、中央区の窓口は不便であるという意見を協議会の委員からもいただいている。また、各団体からもぜひ中央区にキーステーションを作りたいとの要望が、令和元年度以降に増えており、当部としても進めたいことから今回の提案となっている。
- (財政局長) 優先順位や段階的に進めていくという考えが必要ではないか。パッケージでなければ効果がないとことであれば、キーステーションの業務は今も行っており、このタイミングで行う必要性が見えない。

(地域包括ケア推進部長)最終的には、予算に関する話であり、どこかで折り合いをつけなければならない。間隔が1年、2年というタイムラグであれば致し方ない。段階的に進めていくことも検討しなければいけない。

- (財政局長)キーステーションについては、委託料を下げる必要がある。キーステーションに業務が移っても全く同じ委託料を払うとなることは容認できない。急がなければ調整も可能ではないか。
- (財政担当部長)必要性については十分理解しているが、財源は裏付けが必要である。引き続き、扶助費を始めとした社会保障施策の見直しに向けて取り組んでいただくことはありがたいことであるが、価格が見えない中で、先行してこの歳出部分だけを決めることはできない。そこは同時に進めなければ、議論できない。
- (市長公室長)資料がわかりづらく、優先順位が見えない。こうした地域包括の仕組みは重要であり全体の方向性は良いが、限りある財源での話であり、資料作りを再度お願いしたい。全部同時にスタートできれば良いだろうが、財政状況を踏まえた進め方を検討する必要がある。なぜキーステーションが必要なのか。ワンストップ窓口との機能の違いやこのタイミングで設置しなければならない理由等、改めて整理いただきたい。また、障害者の相談業務の一部委託化とあるが、資料を見ると、委託化の方が先に来ているが、DX推進課と調整し、先にそちらを進めることでも良いのではないかと。そちらを進めないと業務量は減らないだろう。業務を減らすための効果的な施策の1つだと思うので、それは最優先に検討していただきたい。

(地域包括ケア推進部長)委託と併せて検討していきたい。また、役割分担について、わかりやすく整理する。

## (2) 結果

- 継続審議とする。

以上